

## FM-ID 利用規約

FM-ID 利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、株式会社ファミリーマート（以下、「当社」といいます。）が当社グループ企業と提携して提供する「FM-ID 会員サービス」に共通して適用される基本的事項を定めるものです。

### 第1条（定義）

本規約において使用する用語の定義は下記に定めるとおりとします。

- ・「会員」：本規約第5条に基づいて会員登録を申し込み、当社が入会を承諾した個人。
- ・「FM-ID」：当社が、入会を承諾した会員に対して付与する ID。
- ・「本サービス」： FM-ID を通じて、当社グループ企業と連携して会員に対して提供するサービスの総体。
- ・「当社グループ企業」：当社の子会社及び関連会社。
- ・「当社等」：当社および当社グループ企業。
- ・「外部企業」：本サービスに関連して、自社のサービスを提供する会社のうち、当社および当社グループ企業以外の企業。
- ・「外部サービス」：本サービスに関連して外部企業が提供するサービス。
- ・「FM アプリ」：当社が提供するアプリ「ファミペイ」。
- ・「対象アプリ」：本サービスのために、または関連して、当社等、または外部企業が自ら運営し、または第三者をして運営させているスマートフォン用のアプリケーションのうち、当社が指定するもの。なお、FM アプリは、対象アプリに含まれるものとします。
- ・「対象サイト」：本サービスのために、または関連して、当社等、または外部企業が自ら運営し、または第三者をして運営させているインターネットサイトのうち、当社が指定するもの。

### 第2条（適用範囲）

本規約は、本サービスを利用する会員および本サービスの利用を希望する全てのお客様に適用されます。

### 第3条（FM アプリの使用）

一部のサービスを除き、本サービスのご利用にあたっては、FM アプリのダウンロードが必要となります。なお、会員は、FM アプリの利用にあたっては、別途、FM アプリの利用規約等を遵守するものとします。

### 第4条（本規約等への同意）

1. 会員が本サービスを利用する為には、本規約のほか当社が指定する規約および規則等（以下、「その他規約」といい、本規約とその他規約を総称して「本規約等」といいます。）に同意していただく必要があります。
2. その他規約を構成する規約および規則等は、当社が会員に対し通知することにより追加、または削除することができるものとします。
3. 本規約の規定の内容とその他規約の規定の内容に齟齬が生じた場合、特段の定めなき限りその他規約の規定が優先するものとします。また、その他規約に規定がない事項については、本規約の規定によるものとします。
4. その他規約間での規定の内容の優先関係については、別途その他規約に定めるものとします。
5. 会員が未成年者である場合は、親権者など法定代理人の同意を得たうえで本サービスを利用していただく必要があります。

#### 第5条（会員資格の付与）

1. 当社は、本規約等に同意のうえ、当社所定のフォームに当社が指定する必要事項を入力し、会員登録を申し込んだお客様（ただし、第6条の事由に該当する場合は除きます。）に対し、本サービスを利用する資格（以下、「会員資格」といいます。）を付与します。
2. 前項の会員登録の申込みは、会員となるお客様ご本人が行ってください。
3. 会員登録は、会員登録時における正確かつ真実の情報を入力して行ってください。誤った情報を入力したことによりお客様に不利益が生じた場合でも、当社等は一切責任を負いません。また、会員登録時には、お客様ご自身が契約する携帯電話の電話番号、およびパスワードを必須入力情報とし、任意で生年月日、性別、および郵便番号（以下、これらを総称して「携帯電話番号等」といいます。）を入力していただきますが、ご本人以外の者の携帯電話番号等を入力した場合は、虚偽の情報を入力したものとみなします。なお、生年月日、性別、および郵便番号を入力いただけない場合、パスワード解除機能、端末紛失時のロック・解除機能等、一部機能・サービスが利用できなくなります。
4. お客様に割り当てられる会員資格は1人につき1つまでとします。お客様が端末を複数保有している場合も同様とします。

#### 第6条（欠格事由）

当社は、お客様が次の各号のいずれかに該当する場合は、会員登録を拒否することがあり、その理由について一切開示義務を負いません。

- (1) 会員登録手続に際し、虚偽の情報を申告もしくは入力した場合
- (2) 既に会員資格を保有している場合
- (3) 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、およびこれらに準ずるものをいいます。）の構成員である、または資金提供その他を通じて反社会的勢力の維持、運営もしくは経営に協力もしくは関与する等反社会的勢力との何らかの交流もしくは関与を行っているとして当社が判断した場合
- (4) 以前会員であった者で、会員資格を取り消された者（ただし、第17条第1項に定める場合を除きます）その他当社が会員としてふさわしくないと判断する行為をしたことがある場合
- (5) その他当社が会員としてふさわしくないと判断した場合

#### 第7条（ログインIDおよびパスワードの管理）

1. 当社は、会員資格を付与したお客様1名に対して、一つのログインIDを付与します。会員は、ログインIDの付与を受けた後、自らパスワードを設定し、ログインIDとパスワードを入力してログインすることで、本サービスを利用することができます。
2. 会員は、ログインIDおよびパスワードが外部に漏洩しないよう、これらを自己の責任において厳重に管理するものとします。当社は、入力されたログインIDおよびパスワードの組み合わせが会員の登録したものと一致することを所定の方法により確認した場合、会員による利用があったものとみなします。ログインIDまたはパスワードが盗用、または不正使用その他の事情により、第三者が会員の名義で本サービスを利用した場合であっても、当社に故意または重過失がない限り、これにより生じた損害について当社等は一切責任を負いません。
3. 一定回数以上、ログインIDまたはパスワードの誤入力が続いた場合、当社は、当該FM-IDおよび本サービスの利用を一時的に停止する場合があります。

#### 第8条（会員情報の登録・更新）

1. 本サービスの利用にあたり、会員は、第5条に定める携帯電話番号等を含む所定の情報（以下「会員情報」といいます）の登録を要しますが、会員は、正確かつ真実の情報を登録し、会員情報を正確かつ最新の状態に維持するものとし、会員情報に変更があった場合には速やかに当社所定の方法により変更手続を行うものとし、
2. 会員が誤った情報を会員情報として登録したことまたは会員情報の更新を適時にしなかったことにより、会員に不利益が生じた場合でも、当社等は一切責任を負いません。

#### 第9条（会員たる地位の譲渡等の禁止）

会員は、会員たる地位の全部又は一部を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権の設定その他の担保の用に供してはなりません。

#### 第10条（外部サービス利用時の注意事項）

1. 本サービスの利用にあたり、外部企業が提供する外部サービスを利用することが必要となる場合、および FM-ID を利用して外部サービスを利用する場合、会員は、外部サービスに適用される規約等を確認し、これに同意したうえで、当該外部サービスを利用するものとし、
2. 当社等は、外部サービスの内容および提供について一切責任を負わないものとし、また、会員が外部サービス上で外部企業との間で取引（商品またはサービスの購入、購入の申込み、およびその他の取引に関する意思表示を含みます。）を行う場合、かかる取引は、会員と当該外部企業との間で直接に行われ、当社等は取引の当事者にはならず、当社等は当該取引について一切責任を負わないものとし、万一、外部サービスに起因または関連してトラブル、紛争等が発生した場合、会員と外部企業との間で解決するものとし、当社等に一切迷惑、または損害を発生させないものとし、

#### 第11条（費用負担）

会員登録、および本サービスの利用に必要な端末および通信回線等は、お客様が自己の責任と負担で用意するものとし、本サービスを受ける際に発生する通信費用その他一切の費用は会員が負担するものとし、

#### 第12条（委託および再委託）

当社等は、本サービスの提供業務の全部または一部を、第三者に委託することができます。

#### 第13条（知的財産権）

本サービスの提供の過程で、対象アプリおよび対象サイト等に表示等される画像、データ、動画、文章、その他一切の情報等（以下、「本件情報等」といいます。）に関する知的財産権（著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ノウハウ等を含みますがこれらに限定されません。以下同じです。）その他本サービスに関する一切の知的財産権は、当社等または当該知的財産権を保有する外部企業もしくは第三者に帰属するものとし、会員はこれを侵害または侵害するおそれのある行為をしないものとし、

#### 第14条（禁止事項）

会員は、本サービスの利用に関連して、以下に掲げる行為をしないものとし、

- (1) 本件情報等について、その有償無償や形態の如何を問わず、事前に当社から書面による承諾を得ることなく、複製、加工、解析、転載、再配布等する行為、その他本サービスに関する知的財産権を侵害または侵害するおそれのある一切の行為。
- (2) 他の会員のログイン ID を使用または改ざんする、第三者になりすます等、不正な方法により本サービスを利用する行為。

- (3) 第三者に自己のログイン ID を貸与し、使用させまたは利用させる、その他自己のログイン ID を不正に利用する行為。
- (4) 当社等の配信する広告、または対象アプリ、および対象サイト上で提供されているサービス・広告を妨害する行為。
- (5) 当社等、外部企業または第三者の信用・名誉を毀損し、または知的財産権、プライバシー権、人格権、肖像権、パブリシティ権その他一切の権利・利益を侵害する行為。
- (6) 本サービスの提供、または他の会員による本サービスの利用を妨害し、その他本サービスに支障をきたすおそれのある一切の行為。
- (7) 本サービスを犯罪その他社会的に不適切な態様により利用する行為、反社会的勢力に対する利益供与その他の協力的行為、当社等または当社等のお客様に対する詐欺または脅迫行為。
- (8) 法令もしくは公序良俗に反する行為、またはそのおそれがあると当社が判断する行為。
- (9) 本サービスを、商業または営利目的において利用する行為。
- (10) 対象アプリおよび対象サイト、ならびに当社等のシステムおよびネットワーク等（以下、「システム等」といいます。）に不正アクセスし、もしくはこれを試みる行為。
- (11) 対象アプリ、対象サイト、およびシステム等を複製、解析、加工または改変等する行為。
- (12) 対象アプリ、対象サイト、およびシステム等に対し、有害なプログラム、ウィルス等を送付する行為、過度な負荷をかける行為。
- (13) 本規約等に違反する行為
- (14) その他、当社が不適切であると判断する行為。

#### 第15条（保証の否認および免責）

1. 当社等は、本サービスに不具合、障害、セキュリティ上の欠陥等の瑕疵がないこと、および本サービスが中断なく稼動することを何ら保証しません。また、会員の特定の目的に適合すること、会員の期待する性質を有すること、会員に適用ある法令に適合的であること、本サービスが第三者の知的財産権その他の権利を侵害しないこと等に対しても何ら保証しません。当社等は、本サービスにいかなる不備があってもそれを回復、訂正等する義務を負いません。
2. 当社等は、自然災害、停電、ディードス（DDOS）攻撃、IDC 障害、システム障害、電気通信事業者の回線障害その他の不可抗力により本サービスの全てもしくは一部の機能が提供できない場合、または情報の送受信が正常に行われなかった場合、一切の責任を負いません。
3. 当社等は、会員が本サービスを利用すること、または、利用できなかったことによって損害、トラブル等が生じた場合であっても、当社の故意または重大な過失による場合を除き、いかなる責任も負いません。また、当社等は、会員が本サービスを利用することに起因、関連して発生した事故・トラブル、本サービスの利用による会員の端末の不具合（コンピュータウイルスの感染を含みます。）、または本サービスに表示される情報およびその変更、更新により会員が損害を被った場合であっても、当社の故意または重大な過失による場合を除き、一切の責任を負わないものとします。
4. 当社等は、次に掲げる場合等において、会員に生じる損害、トラブル等（会員の情報の消失、毀損を含みますが、これらに限られません。）に関して、その原因如何を問わず、当社の故意または重大な過失による場合を除き、いかなる責任も負いません。
  - (1) 会員の使用環境に起因して、本サービスが利用できない場合。
  - (2) 当社等が本サービスを変更、または本サービスの提供を中断、終了した場合。

- (3) 本サービスの利用により、会員の端末、オペレーションシステム、ブラウザ等各種ソフトウェア、その他付属機器に不具合が生じ、または会員のデータが消失、毀損等した場合。
- (4) 本サービスにおいて、会員同士または会員と第三者の間で法令または公序良俗に反する行為、名誉毀損、侮辱、プライバシー侵害、脅迫、誹謗中傷、いやがらせ等のトラブルが生じた場合。
5. 当社等は、対象アプリ、対象サイト等に掲載される情報等について、明示または黙示を問わず、その正確性、完全性、最新性、有用性、信頼性、適法性、および品質等について何ら保証しません。また、当社等は、本サービスに表示される情報等およびその変更、更新等に関連して、当社の故意または重大な過失による場合を除き、会員に生じた一切の損害、トラブルに関していかなる責任も負いません。
6. 当社等は、本サービスの仕様に関するご質問には一切お答えできません。

#### 第16条（損害賠償）

1. 会員が本規約等に違反し、当社等に損害が発生した場合、会員は当社等に発生した損害を賠償する責任を負います。
2. 何らかの理由により当社等が責任を負う場合であっても、当社等は、当社に故意または重過失がある場合を除き、会員に生じた損害につき、その請求原因の如何を問わず、3万円を超えて賠償する責任を負いません。

#### 第17条（会員資格の取消）

1. 当社は、会員が第6条に定める欠格事由に該当する、法令もしくは本規約等に定める事項に違反する、または、会員が本サービスの利用を継続することで他の会員もしくは当社等に不利益や損害が発生するおそれがあると判断した場合、当該会員に通知をすることなく、直ちに当該会員の会員資格を取り消すことができるものとします。また、当社は、会員資格を取り消した理由について、会員に説明をする義務を負いません。この場合、会員資格取消事由に起因または関連して、当社等が損害を被った場合、会員は、当社等に対し、当該損害を賠償するものとします。
2. 会員資格が取り消された場合、当該会員は会員資格取消日より本サービスを利用できなくなります。これにより会員に何らかの不利益または損害が生じたとしても、当社等は何らの責任も負わないものとし、会員は、当社等に対し、異議の申し出、金銭等の請求は一切できないものとします。

#### 第18条（会員の退会）

会員は、当社の定める手続きをとることにより退会することができます。

#### 第19条（会員資格の有効期間等）

1. 会員資格は、期間の定めなく有効であるものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、下記の事由が発生したとき、会員資格は同事由が発生した日をもって失効するものとします。
  - (1) 本規約等の定めるところにより会員資格が取り消されたとき
  - (2) 本規約等の定めるところにより会員が退会したとき
  - (3) 会員が死亡したとき
  - (4) 当社が本サービスの全部の提供を終了したとき
3. 会員が、会員資格を喪失したとき、会員資格喪失時に当該会員のログイン ID、およびパスワードは失効となり、また、本規約等で定めがある場合を除き、会員資格喪失時に会員が有していた本サービスに関する権利も失効するものとします。これにより会員に何らかの不利益または損害が生じたとしても、当社等は何らの責任も負わないものとし、

この場合、会員は、当社等に対し、異議の申し出、金銭等の請求は一切できないものとします。

#### 第20条（本サービスの変更、追加）

当社等は、会員に事前の通知をすることなく、本サービスの内容の全部または一部を変更、新たに追加する場合があります、会員はこれを予め承諾するものとします。

#### 第21条（本サービスの利用停止）

会員が、本規約等の規定を遵守しない場合、その他、当社が不適切と判断する行為をした場合、当社は、当該会員による本サービスの全部又は一部の利用を停止することができるものとします。これにより会員に何らかの不利益または損害が生じたとしても、当社等は何らの責任を負わないものとし、会員は、当社等に対し、異議の申し出、金銭等の請求は一切できないものとします。また、この場合、当社は、本サービスの全部または一部の利用を停止した理由について、会員に説明をする義務を負いません。

#### 第22条（本サービスの中断、終了）

当社等は、次のいずれかに該当する場合には、事前に通知することにより（ただし、事前の通知が困難な場合は事後速やかに通知することにより）、本サービスの全部または一部を一時的に中断し、または終了することがあります。本条に基づく本サービスの中断および終了によって生じた会員の損害については、当社等は一切その責任を負わないものとします。

- (1) 通信回線の停止、天災、火災、停電、その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合
- (2) 本サービスの提供に必要な保守・工事などのメンテナンスや修理を行う場合
- (3) 対象アプリ、対象サイト、およびシステム等のアップデート、バージョンアップが必要な場合
- (4) 対象アプリ、対象サイト、その他本サービスの提供媒体に障害が発生した場合
- (5) その他、やむを得ない事由により当社等が本サービスを中断または終了することを判断した場合

#### 第23条（通知方法等）

1. 当社が、会員に通知をする場合は、原則として、**FM** アプリのポップアップメッセージを表示する方法、または **FM** アプリのプッシュ通知をする方法により行うものとします。この場合、会員の端末にポップアップメッセージまたはプッシュ通知が表示された時点で会員へ通知が到達したものとみなします。
2. 当社は、前項に定める方法のほか、会員が届け出た携帯電話番号にショートメールを送付する方法、その他当社が適切と考える方法により通知を行うことがあります。携帯電話番号にショートメールを送付する方法の場合、当社は、会員が届け出た最新の携帯電話番号にショートメールを送信すれば足りるものとし、ショートメールを送信した結果、ショートメールが会員に到達しなかった場合でも、当該ショートメールは会員に通常到達するであろう時点で会員に到達したものとみなします。
3. 前2項に定める外、当社は、**FM** アプリ上に会員に対する連絡事項を掲示することがあります。

#### 第24条（本規約等の改定）

1. 当社は、必要が生じた場合には、改定内容を通知、または **FM** アプリ等において公表することにより、本規約等を改定することができます。なお、本規約等の改定後、本サービスを利用した場合、本規約等の改定に同意したものとみなします。また、規約改定

の効力は、改定日以降、すべての会員に適用されます。

2. 最新の本規約等は FM アプリ上で確認することができます。

#### 第25条（個人情報の取扱い）

会員は、本サービスの利用にあたり、会員に関する情報を、当社に提供することを、予め承諾します。当社が取得した会員に関する情報の取扱いについては、当社の個人情報保護方針、ならびに「FM-ID、アプリ「ファミペイ」の利用における個人情報の取扱いについて」に定めるところによります。

#### 第26条（法令等の遵守）

会員は、本サービスの利用にあたり、本規約等に加え、関連する法律、政令、省令、条例、規則および命令等を遵守するものとします。

#### 第27条（分離可能性）

本規約等のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約等の残りの規定および一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

#### 第28条（準拠法および裁判管轄）

本規約等は日本法に準拠します。また、本規約等に関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第29条（問い合わせ先）

本サービスの利用に関するお問合せは、以下の問い合わせ先にお申し出ください。

##### ■FM-IDに関するお問い合わせ

株式会社ファミリーマート お客様相談室

TEL 0120-079-188

受付時間 9:00～17:00(土日祝日を除く)

※年末年始については、ファミリーマート公式ホームページをご確認ください。

##### ■アプリ「ファミペイ」に関するお問い合わせ

ファミペイ・ポイントカードサポートセンター

TEL 0570-099-899 (ナビダイヤル)

092-235-4544

Web [お問い合わせフォーム](#)

受付時間 9:00～21:00

附則.

本規約は 2019年7月1日より発効します。

2020年3月10日改定

## アプリ「ファミペイ」 利用規約

### 第1条（目的）

この利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、株式会社ファミリーマート（以下、「当社」といいます。）が提供するスマートフォン用アプリケーション「ファミペイ」（以下、「本アプリ」といいます。）の利用に関する条件を、本アプリをご利用される方（以下、「利用者」といいます。）と当社の間で定めたものです。

### 第2条（本アプリの利用）

1. 利用者は、本規約および本規約に付帯する規約（以下、「本規約等」といいます。）に同意し、本規約等の定めに従って本アプリを利用しなければなりません。
2. 利用者が本アプリを複数の端末にインストールして利用する場合には、各端末において本アプリをインストールするごとに本規約等に同意していただきます。
3. 利用者が未成年である場合は、親権者など法定代理人の同意（本規約等への同意を含みます。）を得たうえで、本アプリを利用してください。
4. 本アプリの提供する機能およびサービスの中には、利用にあたり当社が管理・運営する会員組織「FM-ID」への会員登録手続が必要となるものがあります。FM-IDへの会員登録にあたっては、FM-ID 利用規約の定めに従い、当社が指定する規約および規則等に同意のうえ、当社所定のフォームに当社が指定する必要事項を入力して、会員登録を申し込む必要があります。

### 第3条（本アプリの利用に必要な機器等）

本アプリの利用料は無料とします。ただし、本アプリを利用する為に必要なスマートデバイス、通信機器、オペレーションシステム等の設備、インターネット接続等の通信手段および電力などは、利用者の費用と責任で用意しなければなりません。なお、利用者が未成年である場合は、親権者など法定代理人が利用者に使用を認めたものをご使用ください。また、本アプリ内で提供される一部のサービス・機能について個別に利用料等が定められている場合には、利用者が当該利用料等を負担するものとします。

### 第4条（知的財産権）

本アプリに表示等される画像、データ、動画、文章、その他一切の情報等（以下、「本件情報等」といいます。）に関する知的財産権（著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ノウハウ等を含みますがこれらに限定されません。以下同じです。）は、当社または当該知的財産権を保有する第三者に帰属するものとし、利用者はこれを侵害または侵害するおそれのある行為をしないものとします。

### 第5条（広告表示）

当社は、本アプリ内に当社または第三者の広告を掲載することができるものとします。

### 第6条（禁止事項）

利用者は、本アプリの利用に際して、以下に掲げる行為をしないものとします。

- (1) 本件情報等について、その有償無償や形態の如何を問わず、事前に当社から書面による承諾を得ることなく、複製、加工、解析、転載、再配布等する行為、その他本アプリに関する知的財産権を侵害または侵害するおそれのある一切の行為。
- (2) 他の利用者の FM-ID を使用して本アプリを利用する等、不正な方法により本アプリを利用する行為。
- (3) 第三者に自己の FM-ID を利用させて、本アプリの機能またはサービスを利用させる行為。



- (4) 当社の配信する広告、または本アプリもしくは当社のサイト上で提供されているサービス・広告を妨害する行為。
- (5) 当社または第三者の信用・名誉を毀損し、または知的財産権、プライバシー権、人格権、肖像権、パブリシティ権その他一切の権利・利益を侵害する行為。
- (6) 本アプリの提供、または他の利用者による本アプリの利用を妨害し、その他本アプリに支障をきたすおそれのある一切の行為。
- (7) 本アプリを犯罪その他社会的に不適切な態様により利用する行為、反社会的勢力に対する利益供与その他の協力行為、当社または当社のお客様に対する詐欺または脅迫行為。
- (8) 法令もしくは公序良俗に反する行為、またはそのおそれがあると当社が判断する行為。
- (9) 本アプリを、商業または営利目的において利用する行為。
- (10) 本アプリ内のキャンペーン等で定められた上限数を超えてクーポン等を取得する等の不適切な行為
- (11) 本アプリ、ならびに当社のシステムおよびネットワーク等（以下、「システム等」といいます。）に不正アクセスし、もしくはこれを試みる行為。
- (12) 本アプリ、およびシステム等を複製、解析、加工または改変等する行為。
- (13) 本アプリ、およびシステム等に対し、有害なプログラム、ウィルス等を送付する行為、過度な負荷をかける行為。
- (14) 本規約等に違反する行為
- (15) その他、当社が不適切であると判断する行為。

#### 第7条（保証の否認および免責）

1. 当社は、本アプリに不具合、障害、セキュリティ上の欠陥等の瑕疵がないこと、および本アプリが中断なく稼動することを何ら保証しません。また、利用者の特定の目的に適合すること、利用者の期待する性質を有すること、利用者に適用ある法令に適合的であること、本アプリが第三者の知的財産権その他の権利を侵害しないこと等に対しても何ら保証しません。当社は、本アプリにいかなる不備があってもそれを回復、訂正等する義務を負いません。
2. 当社は、自然災害、停電、ディードス（DDOS）攻撃、IDC 障害、システム障害、電気通信事業者の回線障害その他の不可抗力により本アプリ内の全てもしくは一部の機能もしくはサービスが提供できない場合、または情報の送受信が正常に行われなかった場合、一切の責任を負いません。
3. 当社は、利用者が本サービスを利用すること、または、利用できなかったことによって損害、トラブル等が生じた場合であっても、当社の故意または重大な過失による場合を除き、いかなる責任も負いません。また、当社は、利用者が本アプリを利用することに起因、関連して発生した事故・トラブル、本アプリの利用による利用者の端末の不具合（コンピュータウイルスの感染を含みます。）、または本アプリに表示される情報およびその変更、更新により利用者が損害を被った場合であっても、当社の故意または重大な過失による場合を除き、一切の責任を負わないものとします。したがって、当社は、本サービスを通じて利用者に対して提供した商品引換券や商品割引券等の特典に関し、利用者がそれらの特典を利用できなかった場合であっても、当社の故意または重大な過失がある場合を除き、再発行、換金、現金での補填その他一切の責任を負いません。
4. 当社は、次に掲げる場合等において、利用者には生じる損害、トラブル等（利用者の情報の消失、毀損を含みますが、これらに限られません。）に関して、その原因如何を問わず、当社の故意または重大な過失による場合を除き、いかなる責任も負いません。
  - (1) 利用者の使用環境に起因して、本アプリが利用できない場合。
  - (2) 当社が本アプリの内容および仕様等を変更、または本アプリの提供を中断、終了し

- た場合。
- (3) 本アプリの利用により、利用者の端末、オペレーションシステム、ブラウザ等各種ソフトウェア、その他付属機器に不具合が生じ、または利用者のデータが消失、毀損等した場合。
  - (4) 本アプリにおいて、利用者同士または利用者と第三者の間で法令または公序良俗に反する行為、名誉毀損、侮辱、プライバシー侵害、脅迫、誹謗中傷、いやがらせ等のトラブルが生じた場合。
  - (5) 本アプリ内で広告・宣伝を行っている広告主と利用者間での取引（懸賞等への応募を含む）に起因して損害が発生した場合および広告が掲載されたこと自体に起因して損害が発生した場合。
5. 当社は、本アプリに掲載される情報等について、明示または黙示を問わず、その正確性、完全性、最新性、有用性、信頼性、適法性、および品質等について何ら保証しません。また、当社は、本アプリに表示される情報等およびその変更、更新等に関連して、当社の故意または重大な過失による場合を除き、利用者が生じた一切の損害、トラブルに関していかなる責任も負いません。
6. 当社は、本アプリの仕様に関するご質問には一切お答えできません。

#### 第8条（本アプリの変更、追加）

当社は、利用者に事前の通知をすることなく、本アプリの内容の全部または一部を変更、新たに追加する場合があります、利用者はこれを予め承諾するものとします。

#### 第9条（本アプリの中断、終了）

1. 当社は、利用者に事前に通知することなく、本アプリの提供を一時的に中断または終了することがあります。本条に基づく本アプリの中断および終了によって生じた利用者の損害については、当社は一切その責任を負わないものとします。
2. 本アプリの提供を終了した場合、当社は、利用者へ通知することなく、利用者の本アプリに関する情報の一部または全部を削除することができるものとします。

#### 第10条（利用停止）

1. 当社は、利用者が本規約等に定める事項に違反した場合（FM-ID への会員登録をしている利用者については FM-ID 利用規約その他 FM-ID の利用に当たり遵守すべき規約または規則等への違反を含みます。）、該当する利用者の本アプリの利用を、方法を問わず直ちに停止できるものとします。
2. 本アプリの利用を停止したことに起因して利用者が生じた損害について、当社は一切の責任を負わないものとし、利用者は、当社に対し、異議の申し出、金銭等の請求は一切できないものとします。また、この場合、当社は、本アプリの利用を停止した理由について、利用者に説明する義務を負いません。

#### 第11条（損害賠償）

1. 利用者が本規約等に違反し、当社に損害が発生した場合、利用者は当社に発生した損害を賠償する責任を負います。
2. 何らかの理由により当社が責任を負う場合であっても、当社は、当社に故意または重過失がある場合を除き、利用者が生じた損害につき、請求原因の如何を問わず3万円を超えて賠償する責任を負いません。

#### 第12条（委託および再委託）

当社は、本アプリの提供業務の全部または一部を、第三者に委託することができます。

### 第13条（本規約の改定）

1. 当社は、必要が生じた場合には、改定内容を通知、または本アプリ上で公表することにより、本規約等を改定することができます。なお、本規約等の改定後、本アプリを利用した場合、本規約等の改定に同意したものとみなします。また、規約改定の効力は、改定日以降、すべての利用者に適用されます。
2. 最新の規約等は本アプリ上で確認することができます。

### 第14条（個人情報の取扱い）

利用者は、本アプリの利用にあたり、利用者に関する情報を、当社に提供することを、予め承諾します。当社が取得した利用者に関する情報の取扱いについては当社の個人情報保護方針、ならびに「FM-ID、アプリ「ファミペイ」の利用における個人情報の取扱いについて」に定めるところによります。

### 第15条（法令等の遵守）

利用者は、本アプリの利用にあたり、本規約等に加え、関連する法律、政令、省令、条例、規則および命令等を遵守するものとします。

### 第16条（分離可能性）

本規約等のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約等の残りの規定および一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

### 第17条（準拠法および裁判管轄）

本規約等は日本法に準拠します。また、本規約等に関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 第18条（問い合わせ先）

本アプリの利用に関するお問合せは、以下の問い合わせ先にお申し出ください。

ファミペイ・ポイントカードサポートセンター

TEL 0570-099-899（ナビダイヤル）

092-235-4544

Web [お問い合わせフォーム](#)

受付時間 9:00~21:00

本規約は、2019年7月1日より発効するものとします。

2020年12月22日改定

## FamiPay 利用規約

### 第1条（目的）

本規約は、株式会社ファミマデジタルワン（以下「当社」といいます。）が発行する電子マネー「FamiPay」（以下「本マネー」といい、第2条第1号において定義します。）の利用条件について定めるものです。ファミリーマートアプリ、もしくは提携アプリ等本マネーサービスを利用することができるアプリケーション等を使用して、利用者が本マネーの発行を受け、またはこれを利用する場合には、本規約およびこれに付随して当社が定める各種特約や個人情報の取扱いに関する重要事項、その他取引に際し画面等に表示されるご案内など（以下「本規約等」と総称します。）が適用されます。利用者は、本規約等の内容を承諾の上、本マネーの発行を受け、またはこれを利用するものとします。なお、本マネーサービス（第2条第2号において定義します。）に付随または関連して当社または本マネー加盟店（第2条第13号において定義します。）が提供するサービスについては、本規約等と併せて、当該サービスに関して当社または本マネー加盟店が別に定める規約が適用されます。また、15歳未満の利用者は、親権者の同意を得た上で、本マネーサービスを利用するものとします。

### 第2条（定義）

本規約において使用する用語の定義は次のとおりとします。

- 1 **FamiPay**（本マネー）とは、当社が、電磁的方法により本マネーシステム（第11号において定義します。）に記録される金額に応じた対価を利用者（第12号において定義します。）から得て発行する前払式支払手段（資金決済に関する法律第3条第1項第1号）であって、利用者が、本規約等に基づき、1本マネー＝1円として、ファミリーマートその他の本マネー加盟店（第13号において定義します。）との間の商品の購入、役務の提供その他の取引における代金の支払いに使用することができるものをいいます。
- 2 本マネーサービスとは、利用者と本マネー加盟店との間の商品の購入、役務の提供その他の取引において、当社が提供する本マネーを利用した決済手段であって、利用者が、本規約等に従い対価の全部または一部の支払いに本マネーを利用し、当社が本規約等に基づき、本マネー加盟店に対して利用された本マネー相当額を支払うサービスをいいます。
- 3 利用者携帯端末とは、利用者が保有するものであって、本マネーを管理および利用するために必要な機能を備えることができる携帯電話端末（スマートフォン、タブレット端末を含みます。以下同じ。）、または、当社が認めた提携先が運営するアプリサービスの中で本マネーサービスの一部、もしくは全部が利用できる携帯端末で、当社が認めたものをいいます。
- 4 チャージとは、利用者が当社から本マネーの発行を受けるため、本規約等に基づき、当社の定める方法により、当該発行の対価を支払うこと（第9号において定義する**FamiPay** ボーナスを対価の支払いとして充当する場合を含みます。）及びそれにより、当該利用者が、当社から、当該対価に応じた本マネーの発行を受けることをいいます。
- 5 店頭チャージとは、利用者が、本マネー加盟店において現金を交付して、チャージすることをいいます。
- 6 クレジットカードチャージとは、当社が指定する種類のクレジットカードのうち、**FM** アプリに登録したクレジットカードにより利用者が **FM** アプリ上に入力した金額をチャージすることをいいます。なお、クレジットカードチャージについては、クレジットカードによるチャージに関する特約が別途適用されます。
- 7 銀行チャージとは、当社が指定する金融機関について利用者が保有する預金口座であって、**FM** アプリに登録した預金口座からの口座振替により利用者が **FM** アプリ上に

入力した金額をチャージすることをいいます。なお、銀行チャージについては、銀行チャージに関する特約が別途適用されます。

- 8 オートチャージとは、利用可能残高（第18号において定義します。）が、あらかじめ利用者が設定した金額以下となったときに、チャージ代金の決済手段としてあらかじめ、当社が指定する種類のクレジットカードのうち利用者が登録したクレジットカードにより、あらかじめ利用者が設定した金額が自動的にチャージされることをいいます。なお、オートチャージについては、クレジットカードによるチャージに関する特約が別途適用されます。
- 9 FamiPay ボーナスとは、利用者が、本マネーサービスを利用して商品の購入（役務の提供を受ける場合を含みます。以下同様。）その他の取引（以下「商品の購入等」といいます。）を行った場合に、当該取引における支払金額に応じて当社から利用者に付与されるポイントをいいます。
- 10 ボーナスチャージとは、FamiPay ボーナスを、FamiPay ボーナスに関する特約の規定に従って利用可能残高に加算することをいいます。
- 11 本マネーシステムとは、本マネーサービス、もしくはチャージを行うことができるよう構成された、当社が管理運営するシステムをいいます。
- 12 利用者とは、FM-ID 登録者であり、かつ本マネーのアカウント保有者である方、または、本マネーのアカウントを保有しようとする方をいいます。
- 13 本マネー加盟店とは、当社または当社と提携している会社と本マネーサービスの利用に係る加盟店契約を締結し、本マネーサービスの利用により、利用者へ商品の販売、役務の提供その他の取引（店舗での取引、インターネット上での取引の双方を含みます。）を行う者をいいます。
- 14 FM-ID 登録者とは、株式会社ファミリーマート（以下「FM」といいます。）、および FM グループ各社（以下「グループ各社」といいます。）が提供するサービスを受けるために、FM が定める「FM-ID 利用規約」に同意し、FM が定める所定の手続きにより FM 会員登録を申込み、FM 若しくはグループ各社が承諾した個人をいいます。
- 15 FM-ID とは、FM が FM-ID 登録者に対して付与する会員 ID をいいます。
- 16 FM アプリとは、本マネーサービスを利用するために必要な利用者携帯端末向けのアプリケーションソフトであって、FM と当社が共同して管理、提供するものをいいます。
- 17 決済端末とは、本マネー加盟店において設置された、本マネーの読取りおよび引き取り、取引データの記録その他本マネーを利用した取引を行うために必要な機能を有する機器をいいます。
- 18 利用可能残高とは、利用者が利用することのできる本マネーの量をいいます。

### 第3条（利用前の準備）

1. 利用者携帯端末で、本マネーサービスを利用するためには、利用者ご自身の費用と負担で利用者携帯端末を入手し、通信事業者との間で必要な契約を締結したり、FM アプリをダウンロードする等、本マネーサービスを利用するために必要な環境を整えるものとします。なお、端末の準備に係る費用や、FM アプリのダウンロード、本マネーサービスのアカウント開設、利用に係る通信料金は、利用者の負担とします。
2. 利用者携帯端末の品質または欠陥に関する問題や通信回線の問題については、当社は当社に責めがある場合を除きその責任を負わないものとし、それらの問題が生じた場合には、会員と当該利用者携帯端末や通信回線の提供者との間で解決するものとします。

### 第4条（アカウントの開設等）

1. 利用者は、利用者携帯端末で本マネーサービスを利用可能にするために、FM アプリ

を開き、アカウント開設用の画面上に表示された当社所定の手続および手順に従って、携帯電話番号、生年月日、郵便番号、性別その他当社所定の情報を入力し、アカウント（本マネーをチャージして残高データを管理するために利用者ごとに当社が設定する口座をいいます。）開設を申し込むものとします。なお、利用者が FM-ID 登録者でない場合、利用者携帯端末を通じた認証が有効に行われなかった場合、または、利用者携帯端末の利用状況等によっては、利用者は利用者携帯端末で本マネーサービスの利用ができないことがあることをあらかじめ承諾するものとします。

2. 前項のアカウント開設の申込みを受け付けた場合には、当社は、前項後段の要件その他当社所定の基準を満たすことを確認の上、アカウント開設を承諾する場合には、当該申込みに係る利用者携帯端末に対し、その旨を通知します。
3. 利用者は、前項の通知を受領した場合には、FM アプリにログインし、暗証番号設定画面上の手順に従って、本マネーのチャージや利用に必要な暗証番号を設定します。暗証番号は、生年月日や電話番号など第三者から推測されやすいものは避けることとします。また、暗証番号は、FM-ID に係る規約に基づき設定したログインパスワードとは異なるものにしてください。
4. アカウントの開設は、利用者の FM-ID 1 ID につき 1 アカウントのみとします。

#### 第5条（暗証番号等の管理）

1. 利用者は、前条に基づき設定した暗証番号ならびに FM-ID および FM アプリのログインパスワード（以下併せて「パスワード等」といいます。）を、第三者に知られないように定期的に変更する等、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。利用者は、パスワード等を漏えい等した場合には、直ちに当社所定の方法によりこれらを変更するなど、第三者による利用を防止する措置を講じるものとします。
2. パスワード等を使用して本マネーの利用その他の行為が行われた場合であって、当社がパスワード等が登録されたものと一致することを所定の方法により確認した場合には、当該 FM-ID に係る利用者による行為があったものとみなし、それらが盗用、不正使用その他の事情により当該利用者以外の者が利用している場合であっても、当社の故意または重過失による場合を除き、それにより生じた損害について当社は一切責任を負わないものとします。FM アプリのログイン状態や、本マネーを使用できる状態を自動的に継続する設定にしている場合も同様とします。ただし、第15条の2に定める場合には、同条に従うものとします。
3. 利用者は、パスワード等が第三者に利用されたことが判明した場合には、直ちにファミペイ・ポイントカードサポートセンターに連絡の上、お問合せセンターの指示に従うものとします。

#### 第6条（チャージ）

1. 利用者は、以下に掲げる方法により、本マネーの自らのアカウントに、FM アプリ画面において当社が別途定める額を上限として、当社所定の金額単位でチャージすることができます。ただし、1回にチャージできる金額は、当社が定めるチャージ方法により、異なる場合があります。
  - 1 店頭チャージ
  - 2 クレジットカードチャージ
  - 3 銀行チャージ
  - 4 オートチャージ
  - 5 ボーナスチャージ
2. 店頭チャージを行う場合は、利用者は、以下の手順によりチャージを行うものとします。
  - 1 利用者は、FM アプリを起動し、所定の方法により認証手続を経てログインして

- ください。
- 2 店頭チャージが可能な本マネー加盟店のレジで、本マネー加盟店店員に現金により本マネーのチャージを行うことを伝え、利用者携帯端末に表示されたバーコードを提示し、チャージに係る本マネーの発行の対価（1本マネー＝1円）を現金で支払うとともに、本マネー加盟店の店員の案内に従い所定の手続きを行います。手続き完了後、FM アプリ上にチャージ完了の表示がなされた時点で、店頭チャージは完了します。
  - 3 利用者は、FM アプリ上に表示されたチャージ完了後の利用可能残高をご確認ください。FM アプリ上に表示されたときに、利用者からの申出がない限り、利用者は当該チャージ後の利用可能残高を確認したものとみなし、その後はチャージ金額の相違による訂正はできません。
3. クレジットカードチャージ、銀行チャージおよびオートチャージならびにボーナスチャージについては、第2条6号、7号および8号ならびに10号のとおり、別途定める特約に従うものとします。

#### 第7条（本マネーサービスの利用）

1. 利用者は、以下の手順に従い、本マネー加盟店で本マネーサービスを利用して商品の購入等を行うことができます。ただし、法令、または当社もしくは本マネー加盟店の定めにより一部商品について、利用を制限する場合があります。
  - 1 利用者は、FM アプリを起動し、所定の方法により認証手続きを行ってください。
  - 2 利用者は、本マネー加盟店における商品の購入等に係る代金の支払において、決済端末に表示された金額を確認した後、本マネー加盟店の店員に対して、本マネーにより支払を行うことを伝えて、利用者携帯電話上に表示されたバーコードを提示します。
  - 3 本マネー加盟店の店員は提示されたバーコードを決済端末に読み込みます。なお、利用者が決済時の暗証番号の入力を省略する設定をしている場合であっても、利用可能残高が当社所定の金額を超える場合は、利用者は必ず FM アプリ上で暗証番号の入力をする必要があります。
  - 4 当社により本マネーサービスの決済が承認された場合は、当社は、直ちに FM アプリに対して完了した本マネーサービスの決済の金額、決済が行われた本マネー加盟店を特定する情報等を通知するものとします。
2. 利用者は、以下の手順に従い、インターネット上で本マネーを利用して、本マネー加盟店で、商品の購入等を行うことができます。
  - 1 利用者は、本マネー加盟店の EC サイト等（以下、「EC サイト」といいます。）上で所定の商品の購入等に係る手続きを行い、決済方法として本マネーによる決済を選択します。
  - 2 利用者は、EC サイトの画面上の画面に従って、FM-ID、ログインパスワードおよび暗証番号を入力し、決済手続きを進めます。
  - 3 当社により本マネーサービスの決済が承認された場合は、当社は、直ちに FM アプリに対して完了した本マネーサービスの決済の金額、決済が行われた本マネー加盟店を特定する情報等を通知するものとします。
3. 利用者が、第1項または第2項の手順に従い、本マネー加盟店で本マネーサービスを利用して商品の購入等を行う場合、利用者の携帯端末を介して、当該価格に相当する本マネーが利用可能残高から引き去られ、当社が管理する本マネーシステムに、当該本マネーの利用の記録が完了したとき、対価の支払いがなされたものとします。
4. 利用者が、本マネー加盟店において、商品の購入等を行うにあたり、決済端末にて認識された利用可能残高が商品の購入等の対価の総額に不足する場合には、利用者は、その不足額を本マネー加盟店が定める方法により支払うものとします。ただし、一部

の本マネー加盟店においては利用ができない場合もあります。

5. 利用者が、本マネーサービスを利用して商品の購入等を行った場合には、当該本マネーでの決済の際に、FM アプリや EC サイト上に表示される利用可能残高を確認し、誤りがないことを確認するものとします。万一誤りがある場合には、利用者は、その場で、本マネー加盟店に申し出るものとします。その場で申し出がなされなかった場合、利用者は、当該利用可能残高について誤りがないことを了承したものとします。

#### 第8条（利用可能残高の確認）

利用可能残高は、FM アプリの所定の画面その他別途当社が指定する方法により確認することができます。

#### 第9条（利用可能残高の移行・譲渡等の禁止）

利用者は、利用可能残高を、他のアカウントに移行、または、第三者に譲渡することはできません。また、利用者は、FM アプリにおける本マネーに関する機能および本マネーを第三者に使用させてはいけません。

#### 第10条（禁止事項）

利用者は、本マネーサービスの利用に際し、次の行為をすることができません。

1. 違法、不正または公序良俗に反する目的で本マネーサービスを利用すること
2. 営利の目的で本マネーサービスを利用すること
3. 本マネーサービスに係るソフトウェア、ハードウェア、その他本マネーサービスに係るシステム、FM アプリを含む本マネーサービスに関するアプリケーション、本マネーについて、これを破壊、分解、解析若しくは複製等を行いまたはかかる行為に協力すること
4. 本マネーシステムを含む当社のサーバ、ネットワークシステムに支障を与える行為、本マネーサービスやシステムを不正に操作する行為、その他当社による本マネーサービスの運営を妨害すること
5. 本マネーを偽造若しくは変造し、または不正に取得すること
6. 本マネーが偽造若しくは変造され、または本マネーが不正に作り出されたものであるとき、またはその疑いがあるときに、これを利用すること。
7. FM アプリ、本マネーサービス、当社もしくはグループ会社または第三者の著作権、商標権、特許権等の知的財産権等の法令上又は契約上の権利を侵害し、または、名誉、プライバシーや信用を失墜させる行為、またはそれらのおそれのある行為をすること
8. 当社または第三者になりすます行為または虚偽の情報を流布すること
9. 本マネーを本規約等に定める目的以外に利用し、または、本規約等に定める以外の方法で現金、財物その他の経済上の利益と交換すること
10. 本規約等に違反する行為、その他当社が不適切と認める行為

#### 第11条（反社会的勢力の排除等）

1. 利用者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下これらを総称して「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
  - 1 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - 2 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - 3 自己、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること



- と
- 4 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - 5 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 利用者は、自ら又は第三者を利用して以下の各号に該当する行為を行わせないことを確約するものとします。
- 1 暴力的な要求行為
  - 2 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - 3 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - 4 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
  - 5 その他前各号に準ずる行為
3. 当社は、利用者が前各項の確約に反し、又は反していると合理的に疑われる場合、催告その他何等の手續を要することなく、将来に向けて本マネーの利用資格を喪失させることができるものとします。この場合、当社は、これに起因し、又は関連して利用者 に損害が生じた場合であっても、何等責任を負うものではありません。
4. 前項に基づき利用資格の喪失がなされた場合、これにより当社に損害が生じた場合には、利用者は、これを賠償する義務を負うものとします。

#### 第12条（本マネーサービスの利用ができない場合）

1. 利用者は、次のいずれかの場合においては、その期間において、チャージすること、本マネーサービスを利用した商品の購入等、ならびに利用可能残高の確認をすることができません。
  - 1 FM アプリを含む本マネーに関するアプリが偽造若しくは変造され、または本マネーが不正に作り出されたものであるとき。
  - 2 利用者携帯端末が違法に取得されたものであるとき、違法に取得されたことを知りながら、もしくは知ることができる状態で取得したとき、または本マネーが違法に保有されるに至ったものであるとき。
  - 3 利用者が本規約等に違反し、または違反するおそれがあるとき。
  - 4 利用者の本マネーの利用状況等に照らし、本マネーの利用者として不相当と当社が判断したとき。
  - 5 本マネーシステムに故障が生じた場合およびシステムメンテナンス、システム管理会社の休業日または休業時間、その他システム上の理由により一時的に本マネーの利用を停止しているとき。
  - 6 本マネーシステム、利用者携帯端末、決済端末、その他付随する機器等または通信回線のシステム障害、破損または電磁的影響、停電、天災事変その他の事由により、本マネーサービスに係るシステム、機器等が使用不能の場合。
  - 7 利用者が利用者携帯端末で本マネーの利用を不可能にするための機器操作を行った場合。
  - 8 利用者が利用者携帯端末の紛失・盗難があったことを当社に申し出たとき。
  - 9 本マネーの不正利用の疑いが生じた場合。
  - 10 その他やむを得ない事由のある場合。
2. FM アプリ、あるいは当社が認めた提携先が運営するアプリのバージョンが最新でない場合には、利用者は FM アプリ、あるいは当社が認めた提携先が運営するアプリがアプリのバージョンアップ以外の機能を実行できないことがあることを、あらかじめ承諾するものとします。
3. 前各項に基づき利用者が本マネーを利用できないことにより利用者 に損害等が生じた場合であっても、当社は、その責任を負いません。ただし、当社の責めに帰すべき事

由により利用者に損害等が生じた場合は、この限りではありません。

#### 第13条（利用資格の喪失等）

1. 利用者が最後に本マネーを利用したときから10年経過し、その時点の利用可能残高がゼロの場合には、当該アカウントは閉鎖され、本マネーサービスの利用ができなくなる場合があります。
2. 利用者が、FM-ID 会員を退会した場合、利用可能残高に関わらず、本マネーサービスの利用ができなくなります。この場合、利用可能残高の払戻しはいたしません。
3. 利用者が次のいずれかに該当する場合、当社の判断により利用資格を取消すことができるものとします。この場合、当社は、事前の通知催告を要せず、利用者による本マネーの利用を直ちに中止させ、利用可能残高をゼロとすることができます。
  - 1 利用者携帯端末の本マネーに関するソフトウェアまたは本マネーを偽造または変造もしくは改ざんした場合。
  - 2 利用者携帯端末の本マネーに関するソフトウェアまたは本マネーを不正に利用した場合。
  - 3 利用者携帯端末、本マネーに関するアプリ、その他本マネーに係るシステムまたは本マネーについて、これを破壊、分解、解析若しくは複製等を行いまたはかかる行為に協力した場合。
  - 4 営利の目的で本マネーを利用した場合。
  - 5 本マネーを他人に使用させた場合。
  - 6 FM-ID 登録時に記載した事項が事実と異なる場合（記載時においては事実と合致していたが、その後変更があった場合において、当社に対する変更の届け出が合理的な期間内になされない場合も含まれます。）
  - 7 利用者が暴力団員等（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力団、およびこれらに準ずるものをいいます。）であることまたは第11条1項各号のいずれかに該当することが判明した場合、または当社がその疑いがあると判断した場合。
  - 8 その他、利用者が本規約に違反した場合。
  - 9 その他、当社が利用者として不適格と判断した場合。
4. 利用者が死亡した場合には、利用資格は喪失され、利用可能残高に関わらず一切の本マネーサービスの利用ができなくなります。この場合、現金の払戻しも行われません。

#### 第14条（換金及び払戻しの不可）

第18条2項の場合を除き、本マネーの換金または現金の払戻しはできません。

#### 第15条（利用者携帯端末の紛失・破損・盗難等の取扱）

1. 利用者携帯端末を紛失・盗取された場合は、速やかにファミペイ・ポイントカードサポートセンターまでお申し出ください。当社は、お申し出後、速やかに利用停止の措置を講じますが、お申し出がなかった場合や、お申し出後、利用停止が反映されるまでに利用者携帯端末が盗用等され、盗用等された利用者の本マネーにて決済がなされた場合、クレジットカードチャージ（オートチャージを含みます。）もしくは銀行チャージが行われた場合、または FamiPay ボーナスが使用された場合、利用者のご負担および責任となり、第三者により本マネーを使用され、クレジットカードチャージもしくは銀行チャージが行われ、または FamiPay ボーナスが使用されたことにより利用者が被った損害については、第15条の2に定める場合を除き、当社は一切責任を負わないものとします。
2. 利用者携帯端末を紛失・盗取された場合には、利用者は、前項のお申し出に加え、第5条に基づき設定した暗証番号ならびに FM-ID および FM アプリのログインパスワ

ードの変更、第6条第3項及び同項に定める特約に基づき登録したクレジットカードおよび預金口座に係る契約に基づき、クレジットカードおよび預金口座の利用停止や、当該利用者携帯端末に関する契約に基づき回線遮断のために必要な手続の実施等、第三者による利用を防止する措置を講じるものとします。

3. 利用者は、利用者携帯端末を破損等により機種変更を行う場合、第3条に準じて事前準備を行うものとします。

#### 第15条の2（補償等）

1. 本規約第5条および前条にかかわらず、パスワード等に関する情報の盗取又は詐取等、または、利用者携帯端末の紛失・盗難等により、利用者携帯端末またはパスワード等が不正に利用されることにより本マネーが不正にチャージ、利用等されたと当社が判断した場合、又は第三者により不正に本マネーサービスのアカウントを開設され、本マネーが不正にチャージ、利用等されたと当社が判断した場合であって、利用者が以下の各号に掲げる手続を行ったときは、当社は、当該不正により利用者に生じた損害の額に相当する金額を補てんします。ただし、本条第2項に定める各事由に該当する場合を除きます。
  - 1 利用者携帯端末の紛失・盗難等が生じた場合には、直ちに当社および警察署に申告すること
  - 2 不正利用による損害を知った場合に、直ちに当社および警察署に申告すること
  - 3 当社の求めに応じ、不正利用による損害の発生を知った日から30日以内に、当社が損害の補てんに必要と認める書類を当社に提出すること
  - 4 当社または当社が指定する者の指示に従い被害拡大の防止のために必要となる措置を実施すると共に、事実確認、被害状況等の調査に協力すること
2. 以下の各号に定める事由に該当すると当社が判断した場合には、利用者は、前項による損害の補てんを受けることができません。
  - 1 利用者の家族、同居人または利用携帯端末もしくはパスワード等の受領についての代理人など利用者と同視すべき方による使用に起因する損害であるとき
  - 2 利用者、その家族、同居人または代理人など利用者と同視すべき方の故意、重大な過失または法令違反行為があるとき
  - 3 当社に申告した紛失・盗難等又は被害状況の内容に虚偽があったとき
  - 4 利用者携帯端末等の利用・管理等について、利用者に管理不十分、利用上の過誤その他の帰責性がある場合（前条第2項に定める措置を講じなかったことにより損害が生じた場合を含む。）
  - 5 パスワード等の利用・管理等について、利用者が本規約等その他当社による定め違反した場合、その他利用者に帰責性がある場合（第5条第1項に定める措置を講じなかったことにより損害が生じた場合を含む。）
  - 6 当社に対する申告がなされた日から遡って60日より前の不正利用に起因する損害であるとき
  - 7 損害が戦争、地震等による著しい秩序の混乱に乘じ、またはこれに付随して生じた紛失・盗難等に起因する損害であるとき
  - 8 その他本規約等に違反する使用に起因する損害であるとき
3. 第1項に基づく補償は、1事由に起因して生じた損害又は同一の事由に起因して生じた一連の損害につき、当社の故意又は重過失による場合を除き、原則として10万円を上限とします。
4. 当社が本条に基づき損害の補てんを行った場合には、お客様は、当該補てんを受けた金額の限度で、お客様が当該損害に関して不正行為者を含む第三者に対して有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を、別段の意思表示を要せず、当社に譲渡するものとし、当社は、これを取得します。

#### 第16条（本マネー加盟店との紛議）

1. 利用者が本マネーサービスを利用して商品の購入等を行った後、返品・瑕疵・欠陥等の取引上の問題が発生した場合については、利用者と本マネー加盟店との間で解決するものとし、当社はその責任を負いません。
2. 前項の場合において、本マネー加盟店が返品に応じた場合、当該本マネー加盟店は、当社が定める方法により当該返品に係る取引の取消処理をします。この場合、当該返品に係る取引における本マネー利用代金相当額が返還され、利用可能残高に反映されます。原則として、本マネー加盟店による現金による返還はいたしません。

#### 第17条（個人情報の収集・利用）

利用者は、FM-ID に登録した情報、登録後に当社に届け出た事項および、本マネーサービスの利用履歴等の情報（以下、個人情報といいます。）を、当社が定める「個人情報の取扱いに関する重要事項」に記載した利用目的および共同利用の定めに基づき、必要な保護措置を行ったうえで収集・利用することに同意します。

#### 第18条（本マネーの有効期限・本マネーサービスの終了）

1. 本マネーには有効期限はありません。
2. 前項の定めにかかわらず、当社は、次のいずれかの場合には、利用者に対し事前に当社所定の方法で周知することにより、本マネーサービスを全面的に終了することができるものとします。
  - 1 社会情勢の変化
  - 2 法令の改廃
  - 3 その他当社のやむを得ない都合による場合
3. 前項の場合、利用者は、法令の定めに従って当社の定める方法により、利用可能残高に相当する現金の払戻しを当社に求めることができるものとします。ただし、当社が前項の周知を行ってから10年経過した場合には、利用者は、当該払戻請求権を放棄したものとみなします。

#### 第19条（制限責任）

第15条に定める事由またはその他の事由により、利用者が本マネーサービスを利用することができないことで当該利用者に生じた不利益または損害について、当社はその責任を負わないものとします。ただし、当該不利益もしくは損害が当社の故意または重大な過失による場合は除きます。

#### 第20条（通知の到達）

当社が、利用者に対して通知を行うにあたり、FM アプリを通じて行う方法による場合には、利用者が利用者携帯端末にダウンロードした FM アプリ上に、通知を表示すれば足りるものとします。

#### 第21条（業務委託）

当社は、本マネーサービスに関する業務の全部または一部を第三者に委託することができるものとします。

#### 第22条（本規約の変更）

当社は、当社所定の方法により事前に利用者に対して変更内容を告知することで、本規約を変更することができるものとします。また、当該告知後、利用者がチャージ、本マネーサービスの利用、利用可能残高の確認をした場合または当該告知から1か月が経過した場

合のいずれか早い時点で、当社は、利用者が当該変更内容を承諾したものとします。

第23条（準拠法および合意管轄裁判所）

利用者は、本規約の準拠法を日本法とし、本規約に関連して生じた紛争については、当社本店所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを異議なく承諾するものとします。

<お問合せ先>

本マネーに関するお問合せ

ファミペイ・ポイントカードサポートセンター

0570-099-899（ナビダイヤル）

092-235-4544

（2020年3月10日版）

## クレジットカードによるチャージに関する特約

### 第1条（本特約の目的）

1. 本特約は、当社の発行する電子マネー「FamiPay」を利用する利用者（以下、「利用者」といいます。）が、事前に登録したご自身のクレジットカード（以下、「登録クレジットカード」といいます。）のクレジット機能により、ご自身の利用者携帯端末にチャージを行う（以下、当該チャージを「クレジットカードによるチャージ」といい、FamiPay 利用規約に定めるクレジットカードチャージおよびオートチャージのことを意味します。）場合に適用される特約です。
2. 本特約に定めのない事項は FamiPay 利用規約に従いますが、本特約の定めが、クレジットカードによるチャージに利用される各クレジットカードの利用規約または FM-ID に関する会員規約もしくは FamiPay 利用規約と異なる場合には、本特約の定めを優先するものとします。
3. 本特約で使用する用語は、特段の定めのない限り、FamiPay 利用規約の用語と同一の意味を有するものとします。

### 第2条（利用方法等）

1. 利用者は、クレジットカードによるチャージを利用する場合、FM アプリにおいて表示される当社所定の方法により、利用者が保有するクレジットカードの会員番号、その他当社が指定する事項を事前に登録し、クレジットカードによるチャージに利用するクレジットカードを登録する必要があります。利用者は、当社が認めたクレジットカードを登録することができます。
2. 利用者は、クレジットカードチャージを行う場合には、以下の手順により行うものとします。
  - 1 利用者は、FM アプリを起動し、所定の方法により認証手続を経てログインしてください。
  - 2 利用者は、利用者携帯端末を操作して FM アプリ上で画面の説明に従い、クレジットカード情報の登録ならびにクレジットカードチャージの手続きをします。なお、登録するクレジットカードは、当社が指定する種類のカードで、利用者本人名義のものに限ります。登録することができるクレジットカードの枚数には制限があります。
  - 3 FM アプリ上に、クレジットカードチャージ後の利用可能残高が表示された時点で、クレジットカードチャージは完了します。
3. 利用者は、オートチャージを行う場合には、以下の手順により行うものとします。
  - 1 利用者は、FM アプリを起動し、所定の方法により認証手続を経てログインしてください。
  - 2 利用者は、利用者携帯端末を操作して FM アプリ上で画面の説明に従い、クレジットカード情報の登録ならびに入金条件および入金金額などのオートチャージの設定を行います。なお、オートチャージに使用するために登録することができるクレジットカードは、当社が指定した種類のカードであって、本人名義のものに限ります。オートチャージの入金条件および入金金額等の条件については、当社が別途定める金額単位や上限額に従うものとします。
  - 3 利用可能残高が②において設定した残高未満となった場合には、その時点で、選択したクレジットカードにより、②において設定した入金金額が自動的にチャージされます。なお、オートチャージのための操作を行ってから、オートチャージが完了するまでに数分程かかることがあります。商品の購入等を行うにあたり、決済端末にて認識された利用可能残高が商品購入等の対価の総額に不足する場合、オートチャージ設定を行っていても当該対価の総額について本マネーによる決済

を行うことはできません。その場合には、FamiPay 利用規約に基づき、本マネー加盟店が指定する方法で不足額を支払ってください。

4. クレジットカードによるチャージの利用代金の支払区分は「1回払い」に限られます。ただし、第1項により登録された登録クレジットカードについて別途支払区分を定めている場合は、当該支払区分が適用されます。

### 第3条（制限事項）

1. 一旦実施したクレジットカードによるチャージは、取り消すことができません。
2. 1回のクレジットカードによるチャージ利用金額は、クレジットカードの利用限度額の範囲内で、当社所定の方法により指定していただきます。
3. クレジットカードによるチャージには、当社所定の利用可能金額および利用回数の制限があります。
4. クレジットカードによるチャージの利用状況により、当社が必要と認めた場合にはクレジットカードによるチャージの利用を停止させていただく場合があります。また、当該クレジットカードの発行会社の定めにより、当該クレジットカードの利用限度額を超える場合その他当該クレジットカードを使用することができない場合には、クレジットカードによるチャージが行われませんので、ご注意ください。
5. クレジットカードによるチャージの利用が、各クレジットカードのポイント付与対象となるかは、当該クレジットカードの発行会社の定めによるものとします。

### 第4条（利用の中断、終了または変更）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、クレジットカードによるチャージの利用を中断、終了または変更することがあります。
  1. クレジットカードによるチャージの利用に必要な設備・点検を行う場合または障害が発生した場合
  2. FamiPay 利用規約等に基づきクレジットカードによるチャージを行わないこととされている場合
  3. その他、当社がやむを得ないと判断した事情がある場合
2. 当社は、前項に基づきクレジットカードによるチャージの利用を中断、終了または変更した場合に、利用者に生じた損害または不利益について、一切の責任を負わないものとします。ただし、当社の責めに帰すべき事由により利用者に損害または不利益が生じた場合は、この限りではありません。

### 第5条（免責事項）

1. クレジットカードによるチャージの設定を行った利用者携帯端末の盗難、紛失により第三者がクレジットカードによるチャージを不正に行った場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。ただし、FamiPay 利用規約第15条の2に定める場合には、当該定めに従うものとします。利用者は、利用者携帯端末の盗難、紛失等が生じた場合には、直ちに FamiPay 利用規約に基づき当社に申し出るとともに、同規約第15条第2項に準じて、登録したクレジットカードに係る規約や当該端末の仕様または端末に係る契約に基づき、第三者が当該クレジットカードや端末によって不正に本マネーをチャージすることを防止する措置を講じるものとします。
2. 前項の他、クレジットカードによるチャージに起因して発生した利用者の損害についても、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、当社は一切の責任を負わないものとします。ただし、FamiPay 利用規約第15条の2に定める場合には、当該定めに従うものとします。

（2019年11月26日版）

## 銀行チャージに関する特約

### 第1条（本特約の目的）

1. 本特約は、当社の発行する電子マネー「FamiPay」を利用する利用者（以下、「利用者」といいます。）が、事前に登録したご自身の預金口座（以下、「登録口座」といいます。）からの口座振替により、ご自身の利用者携帯端末にチャージを行う（以下、当該チャージを「銀行チャージ」といい、FamiPay 利用規約に定める銀行チャージのことを意味します。）場合に適用される特約です。
2. 本特約に定めのない事項は FamiPay 利用規約に従いますが、本特約の定めが、銀行チャージに利用される各登録口座利用規約または FM-ID に関する会員規約もしくは FamiPay 利用規約と異なる場合には、本特約の定めを優先するものとします。
3. 本特約で使用する用語は、特段の定めのない限り、FamiPay 利用規約の用語と同一の意味を有するものとします。

### 第2条（利用方法等）

1. 利用者は、銀行チャージを利用する場合、FM アプリにおいて表示される当社所定の方法により、利用者が保有する預金口座の口座番号、その他当社が指定する事項を事前に登録し、銀行チャージに利用する預金口座を登録する必要があります。利用者は、当社が認めた預金口座を登録することができます。
2. 利用者は、銀行チャージを行う場合には、以下の手順により行うものとします。
  - 1 利用者は、FM アプリを起動し、所定の方法により認証手続を経てログインしてください。
  - 2 利用者は、利用者携帯端末を操作して FM アプリ上で画面の説明に従い、預金口座の登録ならびに銀行チャージの手続きをします。なお、登録する預金口座は、当社が指定する金融機関のもので、利用者本人名義のものに限ります。登録することができる預金口座の数には制限があります。
  - 3 FM アプリ上に、銀行チャージ後の利用可能残高が表示された時点で、銀行チャージは完了します。

### 第3条（利用口座の暗証番号等の管理）

1. 利用者は、登録口座に係る暗証番号その他の認証に用いられる情報（以下「口座暗証番号等」といいます。）を、登録口座に係る金融機関との定めに従い、第三者に知られないように定期的に変更することその他の必要な措置を講じ、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
2. 利用者は、口座暗証番号等を漏えい等した場合には、直ちに登録口座に係る金融機関所定の方法によりこれらを変更するなど、第三者による利用を防止する措置を講じるものとします。

### 第4条（制限事項）

1. 一旦実施した銀行チャージは、取り消すことができません。
2. 1回の銀行チャージ利用金額は、預金口座残高の範囲内で、当社所定の方法により指定していただきます。
3. 銀行チャージには、当社所定の利用可能金額および利用回数の制限があります。
4. 銀行チャージの利用状況、不正利用の疑いがあることその他の事由により、当社が必要と認めた場合には、銀行チャージの利用を停止させていただく場合があります。また、登録口座の残高がチャージをしようとする金額に満たない場合または登録口座に係る金融機関の定めにより登録口座を使用することができない場合には、銀行チャージが行われませんので、ご注意ください。



#### 第5条（利用の中断、終了または変更）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、銀行チャージの利用を中断、終了または変更することがあります。
  - 1 銀行チャージの利用に必要な設備・点検を行う場合または障害が発生した場合
  - 2 FamiPay 利用規約等に基づき銀行チャージを行わないこととされている場合
  - 3 その他、当社がやむを得ないと判断した事情がある場合
2. 当社は、前項に基づき銀行チャージの利用を中断、終了または変更した場合に、利用者が生じた損害または不利益について、一切の責任を負わないものとします。ただし、当社の責めに帰すべき事由により利用者に損害または不利益が生じた場合は、この限りではありません。

#### 第6条（免責事項）

1. 銀行チャージの設定を行った利用者携帯端末の盗難、紛失により第三者が銀行チャージを不正に行った場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。ただし、FamiPay 利用規約第15条の2に定める場合には、当該定めに従うものとします。利用者は、利用者携帯端末の盗難、紛失等が生じた場合には、直ちに FamiPay 利用規約に基づき当社に申し出るとともに、同規約第15条第2項に準じて、登録口座に係る規約や当該端末の仕様または端末に係る契約に基づき、第三者が登録口座や利用者携帯端末によって不正に本マネーをチャージすることを防止する措置を講じるものとします。
2. 前項の他、銀行チャージに起因して発生した利用者の損害についても、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、当社は一切の責任を負わないものとします。ただし、FamiPay 利用規約第15条の2に定める場合には、当該定めに従うものとします。
3. 前項ただし書に基づく FamiPay 利用規約第15条の2第2項の適用にあたっては、「パスワード等」に「口座暗証番号等」を含めるものとします。

#### 銀行チャージに関する個人情報の取扱い

銀行チャージに関する個人情報の取扱いに関して、以下に定める事項を除いて、「個人情報の取扱いに関する重要事項」の定めに従うものとします。

1. 「個人情報の取扱いに関する重要事項」第1項の「FM-ID 登録情報に紐付く FamiPay の利用履歴等」には、銀行チャージを利用する利用者についての口座番号その他預金口座に係る情報が含まれます。ただし、銀行チャージを利用する利用者についての口座番号その他預金口座に係る情報は、「個人情報の取扱いに関する重要事項」第3項に定める共同利用の対象には含まれないものとします。
2. 銀行チャージの利用を希望する利用者は、当社が氏名、生年月日及び口座番号その他預金口座に係る情報を、銀行チャージに関する業務の遂行のため利用すること及び当該預金口座に係る金融機関に対して提供することに同意します。

（2020年3月10日版）

## FamiPay ボーナスに関する特約

### 第1条（本特約の目的）

1. 本特約は、利用者が電子マネー「FamiPay」（以下「本マネー」といいます。）を利用すること等により、当社が利用者に対する付帯サービスとして発行するポイントである「FamiPay ボーナス」（以下、単に「ボーナス」といいます。）を、本特約の規定に従って利用可能残高に加算されるサービス（以下「ボーナスサービス」といいます。）について定めることを目的とします。
2. ボーナスサービス以外の事項及び本特約で使用する用語は、本特約に特段の定めのない限り、FamiPay 利用規約に従うものとします。

### 第2条（ボーナス付与の方法）

1. 利用者が、本マネーサービスを利用し、本マネー加盟店で商品を購入等した場合、ボーナスが付与され、利用者が本マネーのアカウントを保有する利用者携帯端末に記録されるものとします。
2. ボーナスの付与率や対象商品・サービス・付与日等の付与条件および方法は、当社が別途定めるものとします。なお、当該条件および方法は、本マネー加盟店により異なる場合がございます。
3. ボーナスには、ボーナスの最終加算日または最終利用日から2年間利用できる「通常ボーナス」と、付与された際に有効期限が定められる「期間限定ボーナス」の2種類があります。
4. 当社は、第1項に定める場合のほか、一定の条件を定め、その条件を満たした利用者に対してボーナスを付与することがあります。

### 第3条（ボーナスの利用について）

1. 付与されたボーナスは、本マネー加盟店で本マネーサービスを利用した際に、利用額分を上限として、利用時に保有するボーナスの残高から1ボーナス＝1本マネーとして利用可能残高に自動的に加算（以下「ボーナスチャージ」といいます。）され、同時に利用されます。ボーナスチャージの際には、本特約第6条1項に定める有効期限の近いボーナスから順に加算されます。なお、ボーナスチャージの取消しはできません。
2. 利用者は、本マネーのアカウントを保有する利用者携帯端末において、以下の手順で前項のボーナスチャージを停止または停止の解除を行うことができます。ボーナスチャージを停止したことにより、停止期間中は、保有するボーナスを利用することができませんが、ボーナスの有効期限は変更されません。
  - 1 利用者は、FM アプリを起動し、所定の方法により認証手続を経てログインしてください。
  - 2 利用者は、利用者携帯端末を操作して FM アプリ上で画面の説明に従い、ボーナスチャージの停止または停止の解除の手続きをします。
  - 3 FM アプリ上でボーナスチャージ停止または停止の解除の操作をした時点で、ボーナスチャージの停止または停止の解除が完了します。
3. ボーナスを換金または払戻しすることはできません。

### 第4条（お買上商品返品時のボーナスについて）

1. 本マネー加盟店においてお買上げいただいた商品を、利用者の都合その他事由で返品される場合は、利用者において、レシートとともに利用者携帯端末を本マネー加盟店に提示するものとし、この場合、当社において、当該返品商品のお買上時に付与した全てのボーナス数をボーナス残高から差し引きます。

2. 差し引くボーナスがボーナス残高より多い場合は、当該返品に係る取引の返金額、または利用可能残高より、当該ボーナス相当分を差し引きます。
3. 第1項の場合には、当該返品商品のお買上時に加算及び利用されたボーナスチャージも取り消されます。取り消されたボーナスチャージは、当該返品商品のお買上前におけるボーナスの最終加算日または最終利用日を基準に本特約第6条1項に定める有効期限の適用を受け、取り消された時点でボーナスの有効期限が到来していた場合には、当該ボーナスは失効するものとします。

#### 第5条（利用者携帯端末の紛失時等のボーナスについて）

利用者が利用者携帯端末を紛失・盗難また破損した場合には、FamiPay 利用規約第15条第2項の定めに基づき、当該端末の仕様または端末に係る契約に基づき、第三者がFamiPay ボーナスを利用することを防止する措置等を講じるものとします。利用者が新たに利用者携帯端末に本マネーアカウントを登録した場合には、利用者は、ボーナス残高を引き続き利用することができます。ただし、利用停止措置が完了する前に第三者にボーナス残高を利用された場合など、当社所定の方法により確認ができなかったボーナスについては、失効するものとし、当社および本マネー加盟店は一切の責任を負いません。なお、ボーナスについては、FamiPay 利用規約第15条の2は適用されないものとします。

#### 第6条（ボーナスの有効期限）

1. 通常ボーナスの有効期限は利用者携帯端末に表示されるボーナスの最終加算日または最終利用日から2年間とし、期間限定ボーナスの有効期限はボーナス付与時に利用者携帯端末に表示されるものとします。
2. 有効期限までに利用されなかったボーナスは失効するものとします。
3. 利用者が FM-ID 会員を退会した場合、または利用者資格を喪失した時点で、それまでのボーナス残高は失効するものとします。

#### 第7条（本特約の改廃）

本特約またはボーナスサービスの内容を変更する場合は、会員に変更事項を通知もしくは告知することによって行います。なお、会員は本特約の改廃があった場合、改定後の特約に従うことを予め承諾するものとします。

（2020年9月5日版）

## 実店舗外部加盟店における決済に関する特約

### 第1条（本特約の目的）

1. 本特約は、当社の発行する電子マネー「FamiPay」を利用する利用者（以下「利用者」といいます。）が、実店舗外部加盟店（第2条第1号で定義します。）における決済及び Smart Code サービスにおいて、本マネーを利用する場合に適用される特約です。
2. 本特約に定めのない事項は FamiPay 利用規約に従いますが、本特約の定めが、FM-ID に関する会員規約もしくは FamiPay 利用規約と異なる場合には、本特約の定めを優先するものとします。
3. 本特約で使用する用語は、特段の定めのない限り、FamiPay 利用規約の用語と同一の意味を有するものとします。

### 第2条（定義）

1. 実店舗外部加盟店とは、ファミリーマートその他当社ホームページで表示する本マネー加盟店以外の本マネー加盟店をいい、Smart Code 加盟店を含みます。
2. Smart Code とは、株式会社ジェーシービー（以下「JCB」といいます。）所定の規定や規格に基づき、利用者携帯端末に Smart Code 対応コード等（JCB 所定の規定や規格に基づき、当社が作成する QR コードおよびバーコードならびにこれらと同様に情報を収納する機能を有するコード類をいいます。）を表示させ、専用端末を用いて当該 Smart Code 対応コード等を読み取ることで、Smart Code に係る加盟店が販売または提供する商品、役務または権利の対価の決済を行う仕組みをいいます。
3. Smart Code 加盟店とは、JCB または JCB と提携する者との間で Smart Code に係る加盟店契約を締結している者をいいます。なお、主な Smart Code 加盟店は、Smart Code に関するホームページ（<https://www.smart-code.jp/>）でご確認ください。
4. Smart Code サービスとは、本マネーサービスのうち、利用者が、Smart Code 加盟店で Smart Code 対応コード等の提示その他本特約および JCB 所定の手続を行うことによって、本マネーにより商品等の購入等を受けることができるサービスをいいます。

### 第3条（実店舗外部加盟店における決済の方法）

利用者が実店舗外部加盟店において本マネーサービスを利用する場合、FamiPay 利用規約第7条第1項の規定を、以下のとおり読み替えるものとします。

### 第4条（本マネーサービスの利用）

1. 利用者は、以下の手順に従い、実店舗外部加盟店で本マネーサービスを利用して商品の購入等を行うことができます（Smart Code 加盟店については、「利用者が QR コード等を提示する方法」に限るものとします。）。ただし、法令、または当社、JCB もしくは実店舗外部加盟店の定めにより一部商品について、利用を制限する場合があります。

＜利用者が QR コード等を提示する方法＞

1. 利用者は、FM アプリを起動し、所定の方法により認証手続を行ったうえで、実店舗外部加盟店における決済用の画面を表示してください。なお、利用者が決済時の暗証番号の入力を省略する設定をしている場合であっても、利用可能残高が当社所定の金額を超える場合は、利用者は必ず FM アプリ上で暗証番号の入力をする必要があります。
2. 利用者は、実店舗外部加盟店における商品の購入等に係る代金の支払において、決済端末に表示された金額を確認した後、実店舗外部加盟店の店員に対して、本マネーにより支払を行うことを伝えて（Smart Code 加盟店においては、Smart Code サービスを利用して支払を行うことを伝えるものとしま

す。)、利用者携帯端末上に表示された QR コード又はバーコード(以下「QR コード等」といいます。)を提示します。

- 3 実店舗外部加盟店の店員は、提示された QR コード等を決済端末に読み込みます。
- 4 当社により本マネーサービス等の決済が承認された場合は、当社は、直ちに FM アプリに対して完了した本マネーサービスの決済の金額、決済が行われた実店舗外部加盟店を特定する情報等を通知するものとします。

<実店舗外部加盟店が QR コード等を提示する方法>

- 5 利用者は、FM アプリを起動し、所定の方法により認証手続きを行ったうえで、実店舗外部加盟店における決済用の画面を表示してください。なお、利用者が決済時の暗証番号の入力を省略する設定をしている場合であっても、利用可能残高が当社所定の金額を超える場合は、利用者は必ず FM アプリ上で暗証番号の入力をする必要があります。
  - 6 利用者は、実店舗外部加盟店における商品の購入等に係る代金の支払において、決済端末に表示された金額を確認した後、実店舗外部加盟店の店員に対して、本マネーにより支払を行うことを伝えて、実店舗外部加盟店の店員が提示した QR コード等を利用者携帯端末に読み込みます。
  - 7 FM アプリ上に商品の購入等に係る代金を入力し、当該金額入力後の画面を実店舗外部加盟店の店員に提示し、当該金額を確認させたあと、本マネーサービスの決済を申込みます。
  - 8 当社により本マネーサービスの決済が承認された場合は、当社は、直ちに FM アプリに対して完了した本マネーサービスの決済の金額、決済が行われた実店舗外部加盟店を特定する情報等を通知するものとします。利用者は、当該情報等を実店舗外部加盟店の店員に対して提示し、決済が完了したことの確認を受けてください。
2. 前項によって読み替えて適用する FamiPay 利用規約第 7 条第 1 項の「実店舗外部加盟店が QR コード等を提示する方法」による決済を行った場合に、利用者が商品の購入等に係る代金の入力を誤ることその他決済の方法に関する不備があるときは、これにより利用者に生じた損害または不利益について、一切の責任を負わないものとします。ただし、当社の責めに帰すべき事由により利用者に損害または不利益が生じた場合は、この限りではありません。

#### 第 5 条 (Smart Code サービス)

1. 利用者は、前条第 1 項によって読み替えて適用する FamiPay 利用規約第 7 条第 1 項に定める方法により、Smart Code 加盟店において Smart Code サービスを利用して本マネーによる決済を行うことができるものとします。
2. 利用者は、Smart Code サービスの利用により、当社に対して、Smart Code 加盟店に対する取引代金相当額の弁済委託を行うこととします。当該取引代金相当額については、JCB 又は JCB が提携する第三者が直接又は間接に立替払いし、これにより JCB が利用者に対して取得した求償権について、当社が JCB に対して立替払いを行うことのできるものとします。
3. 利用者が Smart Code 加盟店において Smart Code サービスを利用して本マネーによる決済を行った場合、前条第 1 項により読み替えて適用する FamiPay 利用規約第 7 条第 1 項に定める方法により取引を行った時点で、前項の弁済委託がなされたものとみなし、Smart Code 加盟店から送信される本マネーの利用に係る情報に基づき利用者が保有する本マネーの減算処理を行うものとします。

4. 前項による減算処理が行われた後、当社所定の時期に、当該取引に係る Smart Code 加盟店の売上が確定するものとし、第 2 項に基づく立替払いを行うものとしします。

#### 第 6 条 (Smart Code の利用の中断、終了または変更)

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、Smart Code による本マネーサービスの利用を中断、終了または変更することがあります。
  - 1 Smart Code 運用に必要な設備の点検を行う場合または当該設備に関する障害が発生した場合
  - 2 その他、JCB または当社がやむを得ないと判断した事情がある場合
2. 当社は、前項に基づき Smart Code による本マネーサービスの利用を中断、終了または変更した場合に、利用者に生じた損害または不利益について、一切の責任を負わないものとしします。ただし、当社の責めに帰すべき事由により利用者に損害または不利益が生じた場合は、この限りではありません。

#### Smart Code サービスに関する個人情報の取扱い

1. 利用者は、利用者が Smart Code サービスを利用する場合に、JCB が Smart Code サービスに関して取得した権利の行使のため、当社が JCB に対して、氏名、会員様連絡先（電話番号、email）等を提供することに同意します。
2. Smart Code サービスに関する個人情報の取扱いに関して、前項に定める事項を除いて、「個人情報の取扱いに関する重要事項」の定めに従うものとしします。

(2020年10月1日版)

## FamiPay 回数券利用規約

### 第1条（本規約の目的及び適用）

1. 本規約は、株式会社ファミマデジタルワン（以下「当社」といいます。）が発行する **FamiPay** 回数券を利用するにあたって、遵守いただく内容について定めるものです。当該回数券を利用しようとする者は、本規約の内容を承認した上で利用契約（第2条第5号において定義します。）を締結し、**FamiPay** 回数券を利用等するものとしません。
2. 当社は、本規約に関する条項の追加、削除、特約等の条件または本サービスに関する説明（以下、「個別規定」といいます。）を定めることがあります。この場合、個別規定は本規約の一部を構成するものとし、本規約と個別規定との間に齟齬が生じた場合は、個別規定が本規約に優先して適用されるものとしません。なお、本規約に定めのない事項については、**FamiPay** 利用規約の定めに従うものとしません。
3. 本サービス（第2条第1号において定義します。）は日本国内に限定されるものとしません。

### 第2条（用語の定義）

本規約において使用する次の各用語の定義は、以下の各号に定めるとおりとしません。

1. 本サービスとは、本規約に基づき当社が **FM** アプリ（第3号において定義します。）を用いて、**FM** 店舗（第2号において定義します。）において特定の商品または役務（以下「対象商品等」といいます。）と交換できる電子回数券（以下「**FamiPay** 回数券」といいます。）を発行・販売し、利用者の指定する受取人に交付するサービスをいいます。
2. **FM** 店舗とは、**FM** アプリに表示されるバーコードが読み取れる **POS** レジが設置された、日本国内のファミリーマート店舗をいいます。
3. **FM** アプリとは、本サービスを利用するために必要な携帯端末向けアプリケーションソフトであって、**FamiPay** 利用規約第2条第15号において定めるものをいいます。
4. **FamiPay** とは、当社が発行する前払式支払手段であって、**FamiPay** 利用規約第2条第1号において定めるものをいいます。
5. 利用契約とは、当社と利用希望者（第8号において定義します。）との間で本規約に基づき締結する本サービスを利用するための契約をいいます。
6. 個別契約とは、当社と利用者との間で本規約に基づき締結する **FamiPay** 回数券の売買契約をいいます。
7. 利用者とは、**FM-ID** 登録者として **FM-ID** 会員としてのバーコードの付与を受けており、かつ **FamiPay** アカウント保有者であって、当社と利用契約を締結した者をいいます。なお、利用者が本サービスを利用する場合には、**FM** アプリを当社が認めた携帯端末にインストールし、本サービスが利用できる環境が整っている必要があります。
8. 利用希望者とは、本サービスを利用するために利用契約の締結を希望する者をいいます。
9. 受取人とは、利用者から当社が発行した **FamiPay** 回数券を譲渡された者をいいます。尚、受取人が本サービスを利用する場合にも、**FM-ID** 登録者として **FM-ID** 会員としてのバーコード付与を受けており、**FM** アプリが利用できる当社が認めた携帯電話に **FM** アプリをインストールし、本サービスを利用できる環境が整っている必要があります。

### 第3条（ご利用資格）

1. 利用希望者は、予め本規約の内容を確認したうえ、当社所定の方法により、本サービスの利用申込を行うものとします。当社が当該申込みを承諾したとき、利用希望者と当社の間で利用契約が成立するものとします。
2. 当社は、利用希望者が以下の場合に該当するときは、利用を承諾しないことがあります。
  - 1 利用希望者が、過去において、**FM-ID** 利用規約及び **FamiPay** 利用規約、並びにこれらに付随する利用規約、又は本規約に違反する等の理由により **FM-ID** 資格を停止または取消されたことがある場合
  - 2 **FM-ID** の登録内容に虚偽、誤記または記入漏れがあった場合
  - 3 以上に掲げる場合のほか、当社が利用に不適当な者であると判断した場合
3. 日本国外在住の利用者については、本サービスの一部または全てを利用できない場合があります。

#### 第4条（利用料等）

本サービスを利用するにあたり、利用料等は発生いたしません。但し、本サービスを利用するにあたり必要な通信機器等の設備取得およびインターネット接続やパケット通信等の費用については、利用者等が負担するものとします。

#### 第5条（個別契約の申込、成立等）

1. 利用者は、以下の手順により **FamiPay** 回数券の購入を行うものとします。なお、**FamiPay** 回数券購入の決済は、**FamiPay** によってのみ行うことができ、現金その他の決済手段によることはできません。
  - 1 利用者は、**FM** アプリを起動し、所定の方法により認証手続を経てログインしてください。
  - 2 利用者は、**FM** アプリ画面上の表示に従い、購入する **FamiPay** 回数券の種類と購入数を選択し、**FamiPay** のアカウント開設時に設定した暗証番号を入力します。なお、**FamiPay** の残高が **FamiPay** 回数券の購入代金に満たない場合には、**FamiPay** 利用規約に定める方法に従い、**FamiPay** のチャージが必要です。
  - 3 ②の手続後、購入内容が表示された確認画面に移行するため、表示された内容を確認し、購入申込手続を完了させます。
  - 4 当社により、**FamiPay** による決済が承認された場合、当社は、**FM** アプリを通じて購入結果を画面に表示します。なお、**FamiPay** による決済が完了した時点で個別契約が成立し、**FamiPay** 回数券の購入が行われたものとします。
2. 利用者は、予め本規約の内容を確認した上、**FamiPay** 回数券の購入を行うものとし、利用者が **FM** アプリ上で前項第3号に定める **FamiPay** 回数券購入の申込手続を完了した時点で、利用者が本規約の内容を承諾したものとみなします。
3. 利用者が **FamiPay** 回数券購入申込手続を完了させたときは、利用者はその後に **FamiPay** 回数券の購入申込みの撤回、返還・交換を行うことができないものとします。
4. 当社は、**FamiPay** 回数券の対象商品等の販売が終了した場合など当社が別途認めた場合を除き、利用者が当社から購入した **FamiPay** 回数券に係る購入代金の返金を行わないものとします。

#### 第6条（**FamiPay** 回数券の利用）

1. **FamiPay** 回数券は対象商品等とのみ交換することができ、現金との交換及び対象商品等以外の商品または役務との交換はできません。
2. 利用者及び受取人（以下「利用者等」といいます。）は、以下の手順に従い、



FamiPay回数券を利用して対象商品等との交換をすることができます。

- 1 利用者等は、FM アプリを起動し、所定の方法により認証手続を経てログインしてください。
  - 2 利用者等は、FM アプリ上で、保有している FamiPay 回数券の中から、利用する回数券の種類と枚数を選択します。
  - 3 利用者等は、FM 店舗の店員に対して、携帯端末上に表示された利用者携帯電話上に表示されたバーコードを提示します。
  - 4 FM 店舗の店員は、提示されたバーコードを POS レジ端末に読み込みます。当社により FamiPay 回数券の利用が承認された場合、当社は、利用者等の希望に応じ FM アプリを通じて FamiPay 回数券の利用による物品の購入、役務の提供等が完了したことを通知します。
3. 利用者等が前項の手順に従い、FamiPay 回数券を利用して商品の購入、役務の提供等を受けた場合、利用者等の保有する FamiPay 回数券の残数が当該利用に係る枚数分減算されることとなります。
  4. 利用者等は、第 2 項の定めに従い FamiPay 回数券を利用した場合、支払処理完了後、商品の不備等により取消が妥当と判断される場合など当社が認めた場合を除き、原則として当該利用を取り消すことはできません。

#### 第 7 条（対象商品等の価格の変更）

1. FamiPay 回数券購入後に対象商品等が値上げされた場合、利用者は、FamiPay 回数券を利用するにあたり、FamiPay 回数券購入時点の価格と利用時点の価格との差額を支払うものとします。
2. FamiPay 回数券購入後に対象商品等が値下げされた場合に、当該対象商品等の FamiPay 回数券購入時点の価格と値下げ時点の価格との差額について、当社が別途認めた場合を除き、当社は、原則として利用者等に対して返金しないものとします。

#### 第 8 条（FamiPay 回数券の譲渡）

1. 利用者等は、以下の手順に従い、保有する FamiPay 回数券を第三者に譲渡することができます。
  - 1 利用者等は、FM アプリを起動し、所定の方法により認証手続を経てログインしてください。
  - 2 利用者等は、FM アプリ上で、保有している FamiPay 回数券の中から、譲渡する回数券と枚数を選択します。
  - 3 利用者等が電子メール等当社の定める譲渡の方式の中から一つを選択し、宛先を入力すると、FamiPay 回数券の譲渡のためのコード（以下「プレゼントコード」といいます。）が表示されるため、当該コードを宛先に対して送信します。
  - 4 送信先の受取人により第 9 条第 1 項に定める手続が行われ当社により受け取りが承認された場合、FamiPay 回数券の譲渡が完了し、当社は、利用者の希望に応じ、FM アプリを通じて FamiPay 回数券の譲渡手続が完了したことを通知します。
2. 利用者等が前項の手順に従い FamiPay 回数券を譲渡した場合、譲渡された FamiPay 回数券は利用者等の FM アプリ上から消滅します。ただし、受取人が所定の受取期間内に次条に定める受取手続を行わない場合には、FamiPay 回数券は、当該 FamiPay 回数券を譲渡した利用者等に対して自動的に返送されます。

#### 第 9 条（FamiPay 回数券の受取等）

1. 受取人は、以下の手順に従い、利用者等から譲渡された FamiPay 回数券を受け取ることができるものとします。

- 1 受取人は、利用者等から受信した FamiPay 回数券のプレゼントコードを FM アプリの所定画面に入力します。これにより、譲渡された FamiPay 回数券が受信されます。なお、受取人が FM アプリをインストールしていない場合には、FM アプリのインストールが必要になります。
  - 2 受取人は、受信画面に表示された受取期間内に受取手続きを行います。当該受取期間内に受取手続きが行われなかった場合には、受取人は FamiPay 回数券を取得することができません。
  - 3 当社により、FamiPay 回数券の受取が承認された場合には、当社は、FM アプリを通じて FamiPay 回数券の受け取りが完了したことを画面に表示します。
2. 受取人は、FM アプリをインストールの上、予め本規約の内容を確認して FamiPay 回数券を受け取るものとし、受取人が前項①に定めるプレゼントコードの入力を行った時点で本規約の内容を承諾しているものとみなします。
  3. 受取人は、当社所定の方式で、譲渡を受けた FamiPay 回数券の全ての権利を放棄できるものとし、当該 FamiPay 回数券を譲渡した利用者等は、これに対する異議を述べることはできないものとします。受取人は、権利放棄をした後、FamiPay 回数券に関する権利放棄の撤回、取消しはできないものとします。

#### 第 10 条（有効期限）

1. FamiPay 回数券の有効期限は、FamiPay 回数券を購入した日から 6 か月未満の期間で、発行された FamiPay 回数券に記載されている日までとします。
2. 利用者が FM-ID 会員を退会した場合、または利用資格を喪失した時点で、FamiPay 回数券の残数は失効するものとします。

#### 第 11 条（利用環境）

利用者等及び利用希望者は、自己の費用と責任で本サービスを利用するために必要な機器・設備・ソフトウェア・通信手段等の利用環境を準備し、当社は利用者等及び利用希望者がこの利用環境を準備・維持できず、本サービスを利用できない場合の一切の責任を負わないものとします。

#### 第 11 条の 2（利用者携帯端末の紛失時等の FamiPay 回数券について）

利用者が利用者携帯端末を紛失・盗難また破損した場合には、FamiPay 利用規約第 15 条第 2 項の定めに基づいて、当該端末の仕様または端末に係る契約に基づき、第三者が FamiPay 回数券を利用することを防止する措置等を講じるものとします。利用者が新たに利用者携帯端末に本マネーアカウントを登録した場合には、利用者は、停止時に購入されていた FamiPay 回数券を引き続き利用することができます。ただし、利用停止措置が完了する前に第三者に FamiPay 回数券を使用された場合など、当社所定の方法により確認ができなかった FamiPay 回数券については、失効するものとし、当社および本マネー加盟店は一切の責任を負いません。なお、FamiPay 回数券については、FamiPay 利用規約第 15 条の 2 は適用されないものとします。

#### 第 12 条（禁止事項）

当社は、利用者等が、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行うことを禁じます。

1. 当社または第三者に損害を与える行為、または損害を与えるおそれのある行為
2. 当社または第三者の財産、名誉、プライバシーもしくは著作権等の知的財産権等を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
3. 当社または第三者に対し、誹謗中傷、差別、脅迫、いやがらせその他の経済的・精神的損害または不利益を与える行為
4. 公序良俗に反する行為、またはそのおそれのある行為

5. 当社または FM 店舗に対し、虚偽の申告、届出を行う行為
6. 当社または FM 店舗になりすます行為
7. コンピューターウイルス等有害なプログラムを使用または提供する行為
8. 迷惑メールやメールマガジン等を一方的に送付する行為
9. 当社または第三者のサーバに必要以上の負担をかける行為その他の本サービスの円滑な運営やシステム等に影響を与える行為
10. 法令に違反する行為、またはそのおそれがある行為
11. 法令に違反する行為、またはそのおそれがある行為を幫助、勧誘、強制、助長する行為
12. 本サービス上で表示される画像、データ、情報等、全てについて、その有償無償や形態のいかんを問わず、事前に当社からの書面による承諾を得ることなく、複製、転載、再配布等をする行為
13. 営利等の目的は問わず、当社から承諾を得ることなく行う本サービスを利用した商業行為
14. その他当社が不適切と判断する行為

#### 第 13 条（損害賠償）

利用者等は、本規約、利用契約及び個別契約に違反したことにより、当社その他第三者に損害を及ぼした場合、当該損害を賠償する責任を負うものとします。

#### 第 14 条（本サービスの中断・中止）

1. 当社は次のいずれかに該当する場合、利用者等及び利用希望者への予告なしに、本サービスの提供の全部または一部を中断・中止することができるものとします。
  - 1 天災・事変等の非常事態により本サービスの追行が妨げられた場合
  - 2 本サービスのために要する、建物、通信回線、電子計算機、サーバその他設備の保守・工事・法令その他の定めに基づく設備点検その他やむを得ない事情がある場合
  - 3 電気通信事業者が提供する電気通信が中断・中止したとき、その他本サービスに供するコンピュータ・システム・オンラインサービス、回線等の障害が発生した場合
  - 4 利用者等が本規約、利用契約及び個別契約に違反する行為をした場合
  - 5 利用者等が FM-ID 利用規約又は FamiPay 利用規約に違反する行為をした場合
  - 6 その他本サービスの提供に関する業務に重大な障害が発生した場合
2. 前項に定める本サービスの停止及び中止により、利用者等が本サービスを利用できなかったことに関し、当社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第 15 条（本サービスの追加、変更）

1. 当社は、理由の如何を問わず、利用者等及び利用希望者への予告なしに、本サービスの全部または一部を追加または変更することができるものとします。
2. 前項に定める本サービスの追加または変更により、利用者等及び利用希望者が本サービスを利用できなかったことに関し、当社は一切責任を負わないものとします。

#### 第 16 条（免責）

対象商品等の提供に関する契約は、利用者等と FM 店舗との間で成立します。利用者等、FM 店舗及び第三者（以下「関係者等」といいます。）の間での紛争は、紛争の当事者間で解決するものとし、当社は当該紛争の解決について一切の責任を負いません。この場合、関係者等が被った損害については、紛争の当事者である関係者等に賠償責任があり、当社は一切の責任を負いません。但し、当社の責めに帰すべき事由がある場合にはこの限りで

はありません。

#### 第17条（契約解除）

1. 当社は、利用者等が本規約に違反する行為をした場合、当社の判断により、催告なしに、即時に個別契約を解除することが出来るものとします。
2. 前項の事由が発生した場合でも、第13条に定める当社の損害賠償請求を妨げないものとします。

#### 第18条（知的財産権）

本サービスに関して当社が利用者等及び利用希望者に提供する情報に関する著作権、その他の一切の知的財産権は、当社または当社に利用許諾した権利者に帰属します。

#### 第19条（本規約の変更）

当社は、当社の判断により、本規約をいつでも変更できるものとします。変更後の規約は、当社が別途定める場合を除いて、FM アプリ上に表示した時点より効力が生じるものとします。本規約の変更の効力が生じた後に利用者等が、本サービスの利用を継続した場合、利用者等は全ての規約の変更に同意したものとみなします。

#### 第20条（準拠法）

本規約、個別規定、利用契約、個別契約及びこれらに関するすべての法律関係については、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されるものとします。

#### 第21条（管轄裁判所）

本規約、個別規定、利用規約、個別契約及び本サービスに関して生じた一切の紛争については、当社本店所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とします。

#### お問い合わせ先

ファミペイ・ポイントカードサポートセンター

0570-099-899 (ナビダイヤル)

092-235-4544

(2019年11月26日版)

## お試しクーポン利用規約

### 第1条（本規約の目的及び適用）

1. 本規約は、株式会社ファミリーマート（以下「当社」といいます。）が発行するお試しクーポンを利用するにあたって、遵守いただく内容について定めるものです。当該クーポンを利用しようとする者は、本規約の内容を承認した上で、お試しクーポンを利用等するものとします。
2. 当社は、本規約に関する条項の追加、削除、特約等の条件または本サービス（第2条第1号において定義します。）に関する説明（以下、「個別規定」といいます。）を定めることがあります。この場合、個別規定は本規約の一部を構成するものとし、本規約と個別規定との間に齟齬が生じた場合は、個別規定が本規約に優先して適用されるものとします。なお、本規約に定めのない事項については、FM-ID 利用規約及びアプリ「ファミペイ」利用規約、FamiPay 利用規約の定めに従うものとします。
3. 本サービスは日本国内に限定されるものとします。

### 第2条（用語の定義）

本規約において使用する次の各用語の定義は、以下の各号に定めるとおりとします。

1. 本サービスとは、本規約に基づき当社が FM アプリ（第3号において定義します。）を用いて、FM 店舗（第2号において定義します。）において特定の商品、役務等（以下「対象商品等」といいます。）の割引販売・引換に使用できる電子クーポン券（以下「お試しクーポン」といいます。）を発行・販売するサービスをいいます。
2. FM 店舗とは、FM アプリに表示されるバーコードが読み取れる POS レジが設置された、日本国内のファミリーマート店舗をいいます。
3. FM アプリとは、本サービスを利用するために必要な携帯端末向けアプリケーションソフトであって、FM-ID 利用規約第1条において定めるものをいいます。
4. FamiPay とは、株式会社ファミマデジタルワンが発行する前払式支払手段であって、FamiPay 利用規約第2条第1号において定めるものをいいます。
5. 利用者とは、FM-ID 登録者として FM-ID 会員としてのバーコードの付与を受けており、本サービスを利用する者および利用しようとする者をいいます。なお、本サービスを利用する場合には、FM アプリを当社が認めた携帯端末にインストールし、本サービスが利用できる環境が整っている必要があります。
6. 利用者携帯端末とは、FM アプリをインストールした利用者の携帯端末をいいます。

### 第3条（利用料等）

本サービスを利用するにあたり、利用料等は発生いたしません。但し、本サービスを利用するにあたり必要な通信機器等の取得およびインターネット接続やパケット通信等の費用については、利用者等が負担するものとします。

### 第4条（お試しクーポンの予約）

1. 利用者は、以下の手順によりお試しクーポンの予約を行うものとします。なお、お試しクーポン予約時の決済は、FM アプリを通じて利用できるキャッシュレス決済手段（FamiPay での支払いのほか共通ポイントによる支払いを含みますが、これらに限られません）のうち、当社が指定したもののみで行うことができ、現金その他の決済手段によることはできません。
  1. 利用者は、FM アプリを起動し、所定の方法により認証手続を経てログインして

- ください。
- 2 利用者は、**FM** アプリ画面上の表示に従い、予約するお試しクーポンの種類を選択します。
  - 3 共通ポイントで支払う場合は、使用する共通ポイントの種類を選択します。
  - 4 **FamiPay** で支払う場合は、**FamiPay** のアカウント開設時に設定した暗証番号を入力します。なお、**FamiPay** の残高がお試しクーポンの予約に必要な額に満たない場合には、**FamiPay** 利用規約に定める方法に従い、**FamiPay** のチャージが必要です。
  - 5 ③または④の手続後、申込内容を確認し、予約手続を完了させます。申込内容の詳細は、前の画面に戻って確認することができます。
  - 6 共通ポイントまたは **FamiPay** による決済が承認された場合、当社は、**FM** アプリを通じて予約結果を画面に表示します。なお、決済が完了した時点でお試しクーポンの予約が成立したものとします。
2. 利用者は、予め本規約の内容を確認・承諾した上、お試しクーポンの予約を行うものとし、利用者が **FM** アプリ上で前項に定めるお試しクーポン予約の申込手続を完了した場合、利用者が本規約の内容を承諾したものとみなします。
  3. 利用者が予約手続を完了させたときは、利用者はその後、24 時間以内に限り、予約の解除（キャンセル）を行うことができるものとします。
  4. 利用者がお試しクーポン予約手続を完了後、24 時間以内にお試しクーポンを使用しない場合、自動的に予約は解除（キャンセル）されます。
  5. 当社は、前二項の解除（キャンセル）の場合やお試しクーポンの対象商品等の割引販売・引換が不可能となった場合など当社が別途認めた場合を除き、利用者が当社から予約に際して使用した **FamiPay** または共通ポイントの返還を行わないものとします。前二項の解除（キャンセル）がなされた場合、予約に際して使用した **FamiPay** や共通ポイントは 3 時間を目途として返還されます。なお、システム上の都合等により遅れる場合があります。
  6. 当社は、利用者が以下の場合に該当するときは、予約または利用（次条に定める）を承諾しないことがあります。
    - 1 利用者が、過去において、**FM-ID** 利用規約、アプリ「ファミペイ」利用規約及び **FamiPay** 利用規約、並びにこれらに付随する利用規約、または本規約に違反する等の理由により **FM-ID** 資格を停止または取消されたことがある場合
    - 2 **FM-ID** の登録内容に虚偽、誤記または記入漏れがあった場合
    - 3 以上に掲げる場合のほか、当社が予約・利用に不適当な者であると判断した場合
  7. 日本国外在住の利用者については、本サービスの一部または全てを利用できない場合があります。

#### 第5条（お試しクーポンの利用）

1. お試しクーポンは対象商品等の割引販売・引換にのみ使用することができ、現金との交換及び対象商品等以外の商品での使用はできません。
2. 利用者は、以下の手順に従い、お試しクーポンを利用して対象商品等の割引購入・引換をすることができます。
  - 1 利用者は、**FM** アプリを起動し、所定の方法により認証手続を経てログインしてください。
  - 2 利用者は、**FM** アプリ上で、予約しているお試しクーポンの中から、利用するお試しクーポンの種類を選択します。
  - 3 利用者は、**FM** 店舗の店員に対して、利用者携帯端末上に表示されたバーコードを提示します。
  - 4 **FM** 店舗の店員は、提示されたバーコードを POS レジ端末に読み込みます。当社

によりお試しクーポンの利用が承認された場合、予約したお試しクーポンを利用できます。

3. 利用者が前項の手順に従い、お試しクーポンを利用して対象商品等の購入を行った場合、利用者の保有するお試しクーポンは消滅することになります。
4. 利用者は、第 2 項の定めに従いお試しクーポンを利用した場合、対象商品等の不備等により取消が妥当と判断される場合など当社が認めた場合に限り、お試しクーポンの利用を取り消すことができます。お試しクーポンの利用が取り消された場合、取り消しが予約時から 24 時間以内に行われたときは、お試しクーポンが再度付与され（その有効期限は当初の予約時から起算されます。）、取り消しが 24 時間経過後に行われた時は、FamiPay または共通ポイントが返還されます。返還の時期は、第 4 条第 5 項に準じます。

#### 第 6 条（対象商品等の価格の変更）

1. お試しクーポン予約後に対象商品等が値上げされた場合、利用者は、お試しクーポンを利用するにあたり、割引クーポンについては、値上げ後の価格からの割引とし、引換クーポンについてはお試しクーポン予約時点の商品価格と利用時点の商品価格との差額を支払うものとしします。
2. お試しクーポン予約後に対象商品等が値下げされた場合に、当該対象商品等のお試しクーポン予約時点の商品価格と利用時点の商品価格との差額について、当社が別途認めた場合を除き、当社は、原則として利用者に対して返金または FamiPay もしくは共通ポイントの返還をしないものとしします。

#### 第 7 条（お試しクーポンの譲渡）

利用者は、保有するお試しクーポンを第三者に譲渡することはできません。

#### 第 8 条（有効期限）

1. お試しクーポンの有効期限は、お試しクーポンを予約した時から 24 時間とし、その日時は発行されたお試しクーポンに記載されます。
2. 利用者が FM-ID 会員を退会した場合、または利用資格を喪失した時点で、お試しクーポンの権利は失効するものとしします。

#### 第 9 条（利用環境）

利用者は、自己の費用と責任で本サービスを利用するために必要な機器・設備・ソフトウェア・通信手段等の利用環境を準備し、当社は利用者がこの利用環境を準備・維持できず、本サービスを利用できない場合の一切の責任を負わないものとしします。

#### 第 10 条（利用者携帯端末の紛失時等のお試しクーポンについて）

1. 利用者携帯端末を紛失・盗取された場合は、速やかにファミペイ・ポイントカードサポートセンターまでお申し出ください。当社は、お申し出後、速やかに利用停止の措置を講じますが、お申し出がなかった場合や、お申し出後、利用停止が反映されるまでに利用者携帯端末が盗用等され、盗用等された利用者のお試しクーポンが使用された場合、利用者のご負担及び責任となり、第三者によりお試しクーポンが使用されたことにより利用者が被った損害については、当社は一切責任を負わず、お試しクーポンの再発行等を行いません。
2. 利用者が利用者携帯端末を紛失・盗難された場合には、利用者は、前項のお申し出に加え、FM-ID および FM アプリのログインパスワードの変更や当該利用者携帯端末の仕様または端末に係る契約に基づく回線遮断のために必要な手続の実施等、第三者がお試しクーポンを利用することを防止する措置等を講じるものとしします。

3. 利用者携帯端末の破損、不具合等により、利用者がお試しクーポンを使用する前にお試しクーポンが消滅等した場合、これによって利用者が被った損害については、当社は一切責任を負わず、お試しクーポンの再発行等を行いません。

#### 第 11 条（禁止事項）

当社は、利用者が、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行うことを禁じます。

1. 当社または第三者に損害を与える行為、または損害を与えるおそれのある行為
2. 当社または第三者の財産、名誉、プライバシーもしくは著作権等の知的財産権等を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
3. 当社または第三者に対し、誹謗中傷、差別、脅迫、いやがらせその他の経済的・精神的損害または不利益を与える行為
4. 公序良俗に反する行為、またはそのおそれのある行為
5. 当社または FM 店舗に対し、虚偽の申告、届出を行う行為
6. 当社または FM 店舗になりすます行為
7. コンピューターウイルス等有害なプログラムを使用または提供する行為
8. 迷惑メールやメールマガジン等を一方的に送付する行為
9. 当社または第三者のサーバに必要以上の負担をかける行為その他の本サービスの円滑な運営やシステム等に影響を与える行為
10. 法令に違反する行為、またはそのおそれがある行為
11. 法令に違反する行為、またはそのおそれがある行為を幫助、勧誘、強制、助長する行為
12. 本サービス上で表示される画像、データ、情報等、全てについて、その有償無償や形態のいかんを問わず、事前に当社からの書面による承諾を得ることなく、複製、転載、再配布等をする行為
13. 営利等の目的は問わず、当社から承諾を得ることなく行う本サービスを利用した商業行為
14. その他当社が不適切と判断する行為

#### 第 12 条（損害賠償）

利用者は、本規約及び個別規定に違反したことにより、当社その他第三者に損害を及ぼした場合、当該損害を賠償する責任を負うものとします。

#### 第 13 条（本サービスの中断・中止）

1. 当社は次のいずれかに該当する場合、利用者への予告なしに、本サービスの提供の全部または一部を中断・中止することができるものとします。
  - 1 天災・事変等の非常事態により本サービスの提供が妨げられた場合
  - 2 本サービスのために要する、建物、通信回線、電子計算機、サーバその他設備の保守・工事・点検その他やむを得ない事情がある場合
  - 3 電気通信事業者が提供する電気通信が中断・中止したとき、その他本サービスに供するコンピュータ、システム、オンラインサービス、回線等の障害が発生した場合
  - 4 利用者が本規約または個別規定に違反する行為をした場合
  - 5 利用者が FM-ID 利用規約、アプリ「ファミペイ」規約または FamiPay 利用規約に違反する行為をした場合
  - 6 その他本サービスの提供に関する業務に重大な障害が発生した場合
2. 前項に定める本サービスの中断及び中止により、利用者が本サービスを利用できなかったことに関し、当社は一切の責任を負わないものとします。



#### 第14条（本サービスの追加、変更）

1. 当社は、理由の如何を問わず、利用者への予告なしに、本サービスの全部または一部を追加または変更することができるものとします。
2. 前項に定める本サービスの追加または変更により、利用者が本サービスを利用できなかったことに関し、当社は一切責任を負わないものとします。

#### 第15条（免責）

対象商品等の提供に関する契約は、利用者と FM 店舗との間で成立します。利用者、FM 店舗及び第三者（以下「関係者等」といいます。）の間での紛争は、紛争の当事者間で解決するものとし、当社は当該紛争の解決について一切の責任を負いません。この場合、関係者等が被った損害については、紛争の当事者である関係者等に賠償責任があり、当社は一切の責任を負いません。但し、当社の責めに帰すべき事由がある場合にはこの限りではありません。

#### 第16条（お試しクーポンの予約の解除）

1. 当社は、利用者が本規約に違反する行為をした場合、当社の判断により、催告なしに、即時に利用者によるお試しクーポンの予約を解除（キャンセル）することが出来るものとします。
2. 前項の事由が発生した場合でも、第12条に定める当社の損害賠償請求を妨げないものとします。

#### 第17条（知的財産権）

本サービスに関して当社が利用者に提供する情報に関する著作権、その他の一切の知的財産権は、当社または当社に利用許諾した権利者に帰属します。

#### 第18条（本規約の変更）

当社は、当社の判断により、本規約をいつでも変更できるものとします。変更後の規約は、当社が別途定める場合を除いて、FM アプリ上に表示した時点より効力が生じるものとします。本規約の変更の効力が生じた後に利用者が、本サービスの利用を継続した場合、利用者は全ての規約の変更に同意したものとみなします。

#### 第19条（準拠法）

本規約、個別規定及び本サービスに関するすべての法律関係については、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されるものとします。

#### 第20条（管轄裁判所）

本規約、個別規定及び本サービスに関して生じた一切の紛争については、当社本店所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とします。

#### お問い合わせ先

ファミペイ・ポイントカードサポートセンター  
0570-099-899 (ナビダイヤル)  
092-235-4544

(2021年6月1日版)

## FamiPay ギフト利用規約

### 第1条（本規約の目的及び適用）

1. 本規約は、株式会社ファミマデジタルワン（以下「当社」といいます。）が提供する **FamiPay** ギフト（第2条第1号において定義します。）を利用するにあたって、遵守いただく内容について定めるものです。**FamiPay** ギフトを利用しようとする者は、本規約の内容を承認した上で利用契約（第2条第5号において定義します。）を締結し、**FamiPay** ギフトを利用等するものとします。
2. 当社は、本規約に関する条項の追加、削除、特約等の条件または **FamiPay** ギフトに関する説明（以下、「個別規定」といいます。）を定めることがあります。この場合、個別規定は本規約の一部を構成するものとし、本規約と個別規定との間に齟齬が生じた場合は、個別規定が本規約に優先して適用されるものとします。なお、本規約に定めのない事項については、**FamiPay** 利用規約の定めに従うものとします。
3. **FamiPay** ギフトの利用は、日本国内に限定されるものとします。

### 第2条（用語の定義）

本規約において使用する次の各用語の定義は、以下の各号に定めるとおりとします。

- 1 **FamiPay** ギフトとは、利用者が、当社が発行する **FamiPay** ギフトコード（以下「ギフトコード」といいます。）を使用し、当該ギフトコードの価値と同等の価値に相当する **FamiPay** の利用残高または **FamiPay** ボーナスを加算することができるサービスをいいます。
- 2 ギフトコードとは、**FamiPay** ギフトを利用する権限をコード化した文字列をいいます。
- 3 **FM** アプリとは、**FamiPay** ギフトを利用するために必要な携帯端末向けアプリケーションソフトであって、**FamiPay** 利用規約第2条第16号において定めるものをいいます。
- 4 **FamiPay** とは、当社が発行する前払式支払手段であって、**FamiPay** 利用規約第2条第1号において定めるものをいいます。
- 5 利用契約とは、当社と利用者（第6号において定義します。）との間で本規約に基づき締結する **FamiPay** ギフトを利用するための契約をいいます。
- 6 利用者とは、**FamiPay** ギフトを利用し、または、**FamiPay** ギフトの利用を希望する者をいいます。

### 第3条（ご利用資格）

1. 利用者は、**FamiPay** ギフトを利用するにあたり、あらかじめ、**FM-ID** 登録者として **FM-ID** 会員としてのバーコードの付与を受け、かつ **FamiPay** アカウント保有者として、当社との間で **FamiPay** 利用規約を締結するものとします。また、利用者は、**FamiPay** ギフトを利用する場合には、**FM** アプリを当社が認めた携帯端末にインストールし、**FamiPay** ギフトが利用できる環境を整えるものとします。
2. **FamiPay** ギフトは、前項に定める要件を満たさない場合、または、以下の場合に該当するときは、利用できないことがあります。
  - 1 利用者が、過去において、**FM-ID** 利用規約及び **FamiPay** 利用規約、並びにこれらに付随する利用規約、または本規約に違反する等の理由により **FM-ID** 資格を停止または取消されたことがある場合
  - 2 **FM-ID** の登録内容に虚偽、誤記または記入漏れがあった場合
  - 3 以上に掲げる場合のほか、利用者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者に該当する

- 場合等、当社が利用に不適当な者であると判断した場合
3. 日本国外在住の利用者については、FamiPay ギフトの一部または全てを利用できない場合があります。

#### 第4条（利用料等）

FamiPay ギフトを利用するにあたり、利用料等は発生いたしません。ただし、FamiPay ギフトを利用するにあたり必要な通信機器等の設備取得及びインターネット接続やパケット通信等の費用については、利用者が負担するものとします。

#### 第5条（ギフトコードの発行）

1. ギフトコードは当社が発行し、当社または当社が認めた提携先から、利用者へ無償で又はキャンペーン等により付与されたポイントとの交換により交付されます。
2. ギフトコードには有効期限（発行から最大180日間）があります。ギフトコードは有効期限最終日まで使用されなかった場合には失効するものとし、ギフトコードが失効した場合には、当該ギフトコードにより利用する権限を示されていた FamiPay ギフトも失効するものとします。なお、ギフトコード有効期限は、発行されたギフトコードに記載されます。

#### 第6条（FamiPay ギフトの利用）

1. FamiPay ギフトを利用する場合、FM アプリにおいて表示される当社所定の方法により、利用者が保有するギフトコードを入力するものとします。
2. 利用者は、FamiPay ギフトを利用する場合には、以下の手順により行うものとします。
  - 1 利用者は、FM アプリを起動し、所定の方法により認証手続を経てログインしてください。
  - 2 利用者は、利用者携帯端末を操作して FM アプリ上で画面の説明に従い、ギフトコードを入力するものとします。
  - 3 FM アプリ上に、FamiPay ギフト利用後の FamiPay の利用可能残高または FamiPay ボーナス残高が表示された時点で、FamiPay ギフトの利用は完了します。
3. 利用者は、FamiPay ギフトを利用することにより、FamiPay の利用可能残高または FamiPay ボーナス残高を加算して、FamiPay 利用規約等に従い FamiPay 加盟店でご利用いただけるものとします。
4. 当社は、FamiPay ギフトの利用により利用者に不利益が生じた場合でも、当社に責めに帰すべき事由がある場合を除き、責任を負わないものとします。

#### 第7条（利用環境）

利用者は、自己の費用と責任で FamiPay ギフトを利用するために必要な機器・設備・ソフトウェア・通信手段等の利用環境を準備するものとし、利用者がこの利用環境を準備・維持できず、FamiPay ギフトを利用できない場合には、当社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第8条（制限事項）

1. 利用者は、FamiPay ギフトの利用を取り消すことができないものとします。
2. 利用者は、FamiPay ギフトを利用して、FamiPay 残高を FamiPay の利用可能残高の上限額を超えて加算することはできません。
3. 利用者は、ギフトコードの換金・払い戻し・再発行はできません。
4. ギフトコードの紛失、盗難等が生じ、利用者、その他第三者が損害を被った場合においても当社は責任を負いません。

5. ギフトコードが第三者に知られ、または第三者によって使用される等して、利用者、その他第三者が損害を被った場合においても、当社は責任を負いません。
6. ギフトコードが、詐欺等の犯罪に供されている疑い、第三者による不正な利用等の疑いがある場合、利用の停止、若しくはギフトコードが無効となる場合があります。
7. 当社が必要と認めた場合には **FamiPay** ギフトの利用を停止させていただく場合があります。
8. ギフトコードを不正に入手、またはその疑いがある場合には **FamiPay** ギフトの利用を停止いたします。
9. ギフトコードは、次の各号に掲げる場合には、利用者への通知なく無効となり、当該ギフトコードにより利用する権限を示されていた **FamiPay** ギフトも無効となります。また、これにより生じた不利益に関し、当社は責任を負わないものとします。また、無効となったギフトコードに相当する返金等は行わないものとします。
  - 1 有効期限が過ぎた場合
  - 2 第3条第2項各号により利用することができなかった場合
  - 3 ギフトコードが偽造、変造、その他不正に作成されたものであると当社が判断した場合
  - 4 ギフトコードが第9条第1項各号に定める禁止行為により取得されたものであると当社が判断した場合

#### 第9条（禁止事項）

1. 利用者は、ギフトコードの利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。
  - 1 窃盗、詐欺その他犯罪行為、または犯罪に結びつく行為
  - 2 ギフトコードを偽造、変造その他不正に作成または変更する行為
  - 3 **FamiPay** ギフトシステムに不正にアクセスする等、**FamiPay** ギフトの運営を妨げる行為
  - 4 当社所定の方法によらないでギフトコードを利用する行為
  - 5 ギフトコードを営利目的に利用する行為
  - 6 他の利用者になりすます行為
  - 7 法令や公序良俗に反する行為
  - 8 第三者または当社の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為
  - 9 当社または他の利用者、その他第三者に不利益を与える行為
  - 10 ギフトコードの転売、有償での譲渡、交換等をする行為及び質入れその他担保権設定の目的とする行為
  - 11 前各号に掲げる行為を助長する行為
  - 12 その他当社が不相当と判断する行為
2. 利用者が前項に定める行為をしたことにより、当社、その他第三者に損害が生じた場合には、当該行為をした利用者は当該損害を賠償する責任を負うものとします。

#### 第10条（損害賠償）

利用者は、本規約、個別規定及び利用契約に違反したことにより、当社その他第三者に損害を及ぼした場合、当該損害を賠償する責任を負うものとします。

#### 第11条（利用の中断、終了または変更）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、**FamiPay** ギフトの提供を中断、終了または変更することがあります。
  - 1 **FamiPay** ギフトの利用に必要な設備・点検を行う場合または障害が発生した場合

- 2 法令または官公庁の要請による場合
  - 3 天変地異、その他の非常事態が発生した場合
  - 4 第9条第1項各号に該当する行為が発生した場合
  - 5 その他、当社が必要であると判断した事情がある場合
2. 当社は、前項に基づき FamiPay ギフトの提供を中断、終了または変更した場合に、利用者に生じた損害または不利益について、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。
3. 第1項により FamiPay ギフトの提供を終了した場合であっても、第5条第2項に定める FamiPay ギフトの有効期限が経過するまでは、利用者は、本規約に従い FamiPay ギフトを利用することができます。

#### 第12条 (FamiPay ギフトの追加、変更)

1. 当社は、理由の如何を問わず、利用者への予告なしに、FamiPay ギフトの種類もしくは利用方法、または利用により取得することができる FamiPay および FamiPay ボーナスの内容の全部または一部を追加または変更することができるものとします。
2. 前項に定める FamiPay ギフトの追加または変更により、利用者が FamiPay ギフトを利用できなかったことに関し、当社は一切責任を負わないものとします。

#### 第13条 (知的財産権)

FamiPay ギフトに関して当社が利用者に提供する情報に関する著作権、その他の一切の知的財産権は、当社または当社に利用許諾した権利者に帰属します。

#### 第14条 (本規約の変更)

当社は、当社の判断により、本規約をいつでも変更できるものとします。変更後の規約は、当社が別途定める場合を除いて、FM アプリ上に表示した時点より効力が生じるものとします。本規約の変更の効力が生じた後に利用者が、FamiPay ギフトの利用を継続した場合、利用者は全ての規約の変更へ同意したものとみなします。

#### 第15条 (準拠法)

本規約、個別規定、利用契約及びこれらに関するすべての法律関係については、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されるものとします。

#### 第16条 (管轄裁判所)

本規約、個別規定、利用規約及び FamiPay ギフトに関して生じた一切の紛争については、当社本店所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とします。

お問い合わせ先

ファミペイ・ポイントカードサポートセンター

0570-099-899 (ナビダイヤル)

092-235-4544

(2021年6月8日版)

## FamiPay 翌月払いサービス利用規約

### 第1条（目的）

本規約は、株式会社ファミマデジタルワン（以下「当社」といいます。）が提供する翌月払いサービス（第2条第2項第2号に定義します。）の利用条件について定めるものです。翌月払いサービスを利用する場合には、FamiPay 利用規約（これに付随する特約等を含みます。）および本規約ならびにこれらに付随して当社が定める各種特約や個人情報の取扱いに関する重要事項、その他取引に際し画面等に表示されるご案内など（以下「本規約等」と総称します。）が適用されます。利用者は、本規約等の内容を承諾の上、翌月払いサービスを利用するものとします。なお、翌月払いサービスの対象となる本マネーサービスに付随または関連して当社または本マネー加盟店（FamiPay 利用規約第2条第13号に定義します。）が提供するサービスについては、本規約等と併せて、当該サービスに関して当社または本マネー加盟店が別に定める規約が適用されます。また、未成年者は、親権者の同意を得た上で、翌月払いサービスを利用するものとします。

### 第2条（定義）

1. 本規約で使用する用語は、次項の定めその他本規約上の特段の定めのない限り、FamiPay 利用規約の用語と同一の意味を有するものとします。
2. 本規約において使用する用語で FamiPay 利用規約に定めのないものについての定義は次のとおりとします。
  - ① 本マネー取引とは、本マネーサービスを利用して行う商品の購入（役務の提供を受ける場合を含みます。）その他の取引をいいます。
  - ② 翌月払いサービスとは、翌月払いチャージ（次号に定義します。）による当該チャージされた本マネー相当額を利用者が当社に対して本規約の定めに従い後日支払うサービスをいいます。
  - ③ 翌月払いチャージとは、本マネー取引を行うに際して、利用者が保有する本マネー及び FamiPay ボーナスの残高が商品等の代金に不足する場合に、当該不足額相当額の本マネーを当社が利用者の本マネー残高に即時にチャージすることをいいます。
  - ④ 翌月払い利用者とは、当社が第3条第4項により翌月払いサービスの利用を承認した利用者をいいます。
  - ⑤ 対象取引とは、翌月払いチャージにより即時にチャージされた本マネーにより当該取引代金の全部又は一部を決済する本マネー取引をいいます。
  - ⑥ 利用可能額とは、各翌月払い利用者が第4条第1項に基づき選択した、翌月払いチャージにより本マネーを即時にチャージすることが可能な金額の上限額をいいます。
  - ⑦ 本債務とは、翌月払い利用者が当社に対して負う翌月払いチャージによりチャージされた本マネー相当額の債務をいいます。
  - ⑧ スキップ払い機能とは、翌月払い利用者が翌月払いサービスにより当社に対して負担する本債務について、当初の支払期日から当社所定の範囲内で延期する、翌月払いサービスにおける機能をいいます。
  - ⑨ スキップ払いとは、翌月払いチャージによる本マネーのチャージ代金相当額に係る本債務の支払についてスキップ払い機能を利用することをいいます。
  - ⑩ スキップ払い支払分とは、本債務のうち、スキップ払いにより支払うものをいいます。
  - ⑪ スキップ払い利用者とは、第3条により当社からスキップ払い機能の利用の承認を受けた翌月払い利用者をいいます。

### 第3条（翌月払いサービスの申込み）

1. 翌月払いサービスの利用を希望する利用者は、当社所定の方法により翌月払いサービスの利用に係る申込みを行い、当社の承認を受けた場合に、商品等の購入に係る決済に関

して、翌月払いサービスを利用することができます。

2. 翌月払いサービスの利用を希望する利用者は、翌月払いサービスの申込用画面から、当社所定の方法により、本債務の引落先となる利用者名義の預貯金口座の登録及び犯罪による収益の移転防止に関する法律第4条に基づく取引時確認を行います。なお、翌月払いサービスの利用開始後、当社所定の方法により、利用者は登録した預貯金口座を変更することができます（ただし、当社が別途定める日を除きます。）。

3. 前項の預貯金口座の登録及び取引時確認を行った利用者は、本規約及び翌月払いサービスに関する個人情報の取扱いに係る同意事項に同意の上、当社所定の情報を入力し、翌月払いサービスの申込みを行います。

4. 前項の申込みを受けた場合、当社は、当社所定の基準に基づく審査を行い、当該基準に基づき翌月払いサービスの利用を認めることが可能な利用者に対して、翌月払いサービスの利用を承認します。なお、当該審査により、翌月払いサービスの利用を承認された利用者であっても、スキップ払い機能の利用については承認されないことがあります。

5. 利用者は、第3項で入力した情報に変更があったときは、当社に対して、当社所定の方法により、変更の届け出を行います。利用者の変更の届け出がないために、当社からのメールその他当社所定の方法による通知が不着となった場合には、通常到着すべきときに利用者に到着したものとみなします。ただし、届出を行わなかったことについてやむを得ない事情があるときを除きます。

6. 当社は、利用者に対する通知または意思表示について、当該通知または意思表示を省略しても利用者に不利益がない場合には、これを省略して通知または意思表示があったものとみなすことができるものとします。

#### 第4条（翌月払いサービスの利用枠）

1. 利用者は、前条第3項の申込みにあたり、10万円以内の当社所定の金額のうち、翌月払いサービスの利用を希望する金額を選択します。

2. 当社は、前条4項の審査において、当該利用者が翌月払いサービスにより本マネーをチャージすることが可能な最大金額（以下「最大利用可能額」といいます。）を定め、当該審査により承認を受けた利用者は、最大利用可能額と前項の金額のいずれか低い方の金額（同額である場合は、その金額）を上限として翌月払いサービスを利用することができます。なお、利用者は最大利用可能額の範囲内でいつでも利用可能額を変更することが可能です。

3. 当社は、翌月払い利用者の翌月払いサービスの利用状況及び信用状態等に応じて、最大利用可能額を増額又は減額することができるものとし、当該減額により、最大利用可能額が利用可能額を下回る場合には、利用可能額は、最大利用可能額と同額まで減額されるものとします。なお、当該減額時にすでに減額後の利用可能額を超える本債務が発生している場合、翌月払い利用者は、減額後も当該本債務を支払わなければならないものとします。

#### 第5条（翌月払いサービスの利用）

1. 翌月払い利用者は、FamiPay 利用規約その他の関連規約に従い本マネー取引を行うに際して、翌月払い利用者の本マネー残高及び翌月払い利用者が保有する FamiPay ボーナスの残高の合計が（翌月払い利用者が FamiPay ボーナスを利用しない旨の設定をしている場合は、本マネー残高が）当該本マネー取引に係る商品等の代金に不足する場合には、当該不足金額（以下「本件不足額」といいます。）について翌月払いチャージが行われ、即時に本件不足額相当の本マネーが当該利用者のアカウントにチャージされるものとします。ただし、本件不足額が当該利用者の利用可能額から未払いの本債務を控除した金額を超える場合、又は第6条各号に定める事由に該当する場合には、本項に基づくチャージは行われません。

2. 当社は、前項に基づくチャージ後、即時に当該本マネー取引の決済を行い、翌月払い利用者が保有する本マネー残高から商品等の代金相当額を引き去ります。

#### 第6条（翌月払いサービスを利用できない場合）

翌月払い利用者は、以下に掲げるいずれかに該当する場合は、翌月払いサービスを利用した決済を行うことができません。

- ① 翌月払いサービスの利用により、本債務の総額が利用可能額を超える場合
- ② 翌月払いサービスの利用について、当社所定の審査により利用できないと判断された場合
- ③ 当社又は株式会社ファミリーマートが提供する商品又はサービスの代金又は利用料の支払状況等に鑑み、翌月払い利用者による翌月払いサービスの利用が不適当であると当社が判断した場合
- ④ 本マネー加盟店につき、翌月払いサービスによる決済が利用停止となっている場合
- ⑤ 本マネーのアカウントが停止されている場合、その他当該利用者が本マネーサービスを利用することができない場合
- ⑥ 本マネー取引が FamiPay 利用規約第 10 条に定める禁止事項に該当する場合
- ⑦ 翌月払い利用者又は当該翌月払い利用者が利用する本マネー加盟店が本規約等に違反している場合

#### 第7条（翌月払いチャージによる代金の支払）

1. 翌月払い利用者は、毎月末日を締め日、当該月の翌月 5 日を請求金額の確定日（以下「請求確定日」といいます。）として、請求確定日の属する月の 27 日（以下「翌月払い引落日」といいます。ただし、当社または金融機関の事情により、毎月 27 日以降の当社が定める日に変更される場合があります。）に、第 3 条第 2 項により登録した預貯金口座（以下「登録口座」といいます。）からの引き落としの方法により本債務を一括して支払うものとします。

2. スキップ払い利用者は、次条第 1 項又は第 4 項で選択したスキップ払い支払分の支払期日（以下「スキップ払い引落日」といいます。）に、前項と同様の方法により、スキップ払い支払分（スキップ払いの対象となる本債務に係る翌月払い手数料を含み、以下同様とします。）を一括で支払うものとします。

3. 登録口座の残高不足その他の理由により、前 2 項に定める支払期日（翌月払い引落日又はスキップ払い引落日。以下同じ。）に当該支払期日に支払うべき本債務全額の引落しができなかった場合には、当社は、本債務の全額の支払が完了するまで、当該支払期日の翌日から翌月 4 日まで、毎日（ただし、当社または金融機関の事情により、期間内の当社が定める日に変更される場合があります。）再度引落しを行います。

4. 前項に定める再度の引落しによっても支払期日に支払うべき本債務全額の引落しができなかった場合には、当社は、当該支払期日の属する月の翌月 12 日（ただし、当社または金融機関の事情により、翌月 12 日以降の当社が定める日に変更される場合があります。）に再々度の引落しを行います。再々度の引落しによっても、本債務の全額の引落しができなかった場合には、翌月払い利用者は、当社指定の方法により当該本債務の支払を行うものとします。

5. 前項の規定に基づく再々度の引落しにより当該本債務の全額の弁済がなされなかった場合には、当社は、当該残額について、翌月払い利用者が保有する本マネー及び FamiPay ボーナスにより充当し又は当社が当該翌月払い利用者に対して負担する債務（弁済期を問わない。）で相殺することができるものとします。

6. 前 5 項の規定に基づき、翌月払い利用者が支払った金額が翌月払い利用者の当社に対する債務の全額に満たないときは、法令の範囲内で、当社が適当と認める順序、方法により充当することとします。また、翌月払い利用者が支払った金額が翌月払い利用者の当社



に対する債務の全額を超えるときは、当社所定の方法により、当社が利用者に対し当該超過分を返金することとし、利用者はこれを承諾します。

#### 第8条（スキップ払いの利用）

1. スキップ払い利用者は、翌月払いチャージ代金相当額に係る本債務の支払についてスキップ払いを希望する場合には、スキップ払いを希望する本債務の請求確定日以降、当該本債務の翌月払い引落日及びスキップ払い引落日の前日までに、当社所定の手続によりスキップ払いの申込みを行うものとします。

2. スキップ払いを希望する翌月払い利用者は、前項の申込みにあたって、翌月払い引落日の属する月の翌月から6か月以内の任意の月における当社所定の引落日から、当該スキップ払い利用者が希望する引落日を選択するものとします。なお、当社は、翌月払い引落日の属する月の翌月から6か月以内の間で、スキップ払い利用者毎に選択可能な引落日を設定することができるものとします。

3. 前項の申込み後、当社が当社所定の基準に基づく審査によりスキップ払いを承認した場合には、スキップ払い利用者は、本規約等の定めに従い、スキップ払いによる本債務の支払を行うことができます。ただし、スキップ払いを希望する本債務の請求確定後の金額が、当社がスキップ払いの利用の最低金額として定めた金額に満たない場合、スキップ払いを利用することはできません。

4. スキップ払い利用者は、スキップ払い支払分の支払期日が翌月払い引落日の属する月の翌月から6か月以内であれば、繰り返し何回でも当該スキップ払い支払分についてスキップ払いの利用を申し込むこと（スキップ払い引落日が属する月より前の月にスキップ払い引落日を変更することを申し込むことを含みます。）ができるものとします。

#### 第9条（翌月払い手数料）

1. 利用者は、各月の翌月払いサービスにより負担した本債務について、以下の手数料一覧記載の手数料（以下「翌月払い手数料」といいます。）を支払うものとします。

（手数料一覧）

##### ■ 20,000円未満

当初の支払期日から 延期する期間	適用手数料	実質年率	
1ヵ月	100円	13.1%	～ 5.9%
2ヵ月	200円	12.4%	～ 5.9%
3ヵ月	300円	12.4%	～ 6.0%
4ヵ月	400円	12.2%	～ 6.0%
5ヵ月	500円	12.2%	～ 6.0%
6ヵ月	600円	12.1%	～ 6.0%

##### ■ 20,000円以上 30,000円未満

当初の支払期日から 延期する期間	適用手数料	実質年率	
1ヵ月	200円	13.1%	～ 7.9%
2ヵ月	400円	12.4%	～ 7.9%
3ヵ月	600円	12.4%	～ 8.0%
4ヵ月	800円	12.2%	～ 8.0%
5ヵ月	1,000円	12.2%	～ 8.0%

6ヵ月	1,200円	12.1%	～	8.0%
-----	--------	-------	---	------

■ 30,000円以上 40,000円未満

当初の支払期日から 延期する期間	適用手数料	実質年率		
1ヵ月	300円	13.1%	～	8.9%
2ヵ月	600円	12.4%	～	8.9%
3ヵ月	900円	12.4%	～	9.0%
4ヵ月	1,200円	12.2%	～	9.0%
5ヵ月	1,500円	12.2%	～	9.0%
6ヵ月	1,800円	12.1%	～	9.0%

■ 40,000円以上 50,000円未満

当初の支払期日から 延期する期間	適用手数料	実質年率		
1ヵ月	400円	13.1%	～	9.5%
2ヵ月	800円	12.4%	～	9.5%
3ヵ月	1,200円	12.4%	～	9.6%
4ヵ月	1,600円	12.2%	～	9.5%
5ヵ月	2,000円	12.2%	～	9.6%
6ヵ月	2,400円	12.1%	～	9.6%

■ 50,000円以上 60,000円未満

当初の支払期日から 延期する期間	適用手数料	実質年率		
1ヵ月	500円	13.1%	～	9.9%
2ヵ月	1,000円	12.4%	～	9.9%
3ヵ月	1,500円	12.4%	～	10.0%
4ヵ月	2,000円	12.2%	～	9.9%
5ヵ月	2,500円	12.2%	～	10.0%
6ヵ月	3,000円	12.1%	～	10.0%

■ 60,000円以上 70,000円未満

当初の支払期日から 延期する期間	適用手数料	実質年率		
1ヵ月	600円	13.1%	～	10.1%
2ヵ月	1,200円	12.4%	～	10.1%
3ヵ月	1,800円	12.4%	～	10.3%
4ヵ月	2,400円	12.2%	～	10.2%
5ヵ月	3,000円	12.2%	～	10.3%
6ヵ月	3,600円	12.1%	～	10.3%

■ 70,000円以上 80,000円未満

当初の支払期日から 延期する期間	適用手数料	実質年率	
1ヵ月	700円	13.1%	10.4%
2ヵ月	1,400円	12.4%	10.4%
3ヵ月	2,100円	12.4%	10.5%
4ヵ月	2,800円	12.2%	10.4%
5ヵ月	3,500円	12.2%	10.5%
6ヵ月	4,200円	12.1%	10.5%

■80,000円以上 90,000円未満

当初の支払期日から 延期する期間	適用手数料	実質年率	
1ヵ月	800円	13.1%	10.5%
2ヵ月	1,600円	12.4%	10.5%
3ヵ月	2,400円	12.4%	10.6%
4ヵ月	3,200円	12.2%	10.6%
5ヵ月	4,000円	12.2%	10.7%
6ヵ月	4,800円	12.1%	10.6%

■90,000円以上 100,000円以下

当初の支払期日から 延期する期間	適用手数料	実質年率	
1ヵ月	900円	13.1%	10.6%
2ヵ月	1,800円	12.4%	10.6%
3ヵ月	2,700円	12.4%	10.8%
4ヵ月	3,600円	12.2%	10.7%
5ヵ月	4,500円	12.2%	10.8%
6ヵ月	5,400円	12.1%	10.8%

※上記実質年率は1年を365日として計算しています。

2. 翌月払い手数料は、第7条の定めに従い支払うものとします。

第10条（利用可能額の確認等）

翌月払い利用者は、FMアプリの所定の画面その他当社が指定する方法により、翌月払いサービスの利用可能額、利用履歴その他当社所定の事項について確認することができます。

第11条（翌月払いサービスの利用の停止又は解約）

1. 当社は、FamiPay 利用規約第13条第3項各号のいずれかの事由に該当した場合、その疑いがあると合理的に判断した場合及び、翌月払い利用者の翌月払いサービスの利用状況及び信用状態等により必要と認めた場合は、当該翌月払い利用者の翌月払いサービスの利用の全部又は一部を停止し（スキップ払い機能の停止を含みます。以下同様です。）又は第3条第4項の翌月払いサービスの利用に係る承認を取り消すことができるものとします。なお、FamiPay 利用規約第13条第3項各号においては、「本マネー」を「本マネー又は翌月払いサービス」、「本規約」を「本規約又は翌月払いサービス利用規約」と読み替え

ます。

2. 当社は、翌月払い利用者の情報及び具体的な翌月払いサービスの利用状況等を適切に把握するために、提出期限を指定して当社所定の資料の提出を求める等の調査を実施することがあり、翌月払い利用者は、当社から資料の提出等の調査に協力するよう求められた場合には、当社の求めに応じて協力するものとします。当社は、翌月払い利用者が当該調査の協力に応じない場合には、翌月払いサービスの利用を制限することができるものとします。

3. 翌月払い利用者は、翌月払いサービスの利用の停止又は解約を希望する場合には、当社所定の方法により、翌月払いサービスの利用を停止し又は翌月払いサービスに係る契約を解約することができます。翌月払いサービスの利用の停止を行った翌月払い利用者は、いつでも当社所定の方法により翌月払いサービスの利用を再開することができます。

4. 前3項により翌月払いサービスの利用の停止もしくは解約又は翌月払いサービスの利用に係る承認が取り消された場合であっても、既に翌月払いチャージにより生じた本債務については、本規約に従って支払うものとします。

5. 第1項の定めにかかわらず、翌月払い利用者のスキップ払い支払分の支払の不履行を理由とするスキップ払いの利用停止又は解除は、翌月払い利用者がスキップ払い支払分を支払期日に支払わず、当社が7日以上相当な期間を定めてその支払を書面又は電磁的記録により催告したにもかかわらず、その期間内に支払を行わない場合に限り、行うものとします。

#### 第12条（本マネー加盟店との取引の取消し等）

1. 翌月払い利用者は、対象取引に関する事項について、本マネー加盟店との間で紛争が生じた場合、これを自ら本マネー加盟店との間で解決するものとします。

2. 前項の定めにかかわらず、本規約等に基づき対象取引が取消し又は解除された場合において、当社が当該対象取引に係る翌月払いサービスの利用の取消しを認めたとき、当該対象取引及び当該対象取引に係る翌月払いチャージについても取消し又は解除されるものとし、翌月払い利用者は、当該チャージに係る対価相当額の支払義務を負わないものとします。ただし、請求確定日以降翌月払い引落日までは、対象取引のみを取消し又は解除するものとし、翌月払いチャージについては取消し又は解除しないものとします。

3. 本規約等、FamiPay 利用規約等及び関連法令等に基づき対象取引が取消し又は解除された場合において、当該対象取引に係る翌月払いチャージの対価相当額の本債務の全部または一部が支払われ、又は既に支払われていた場合、当該金額相当額の返還は、翌月払い利用者の保有する本マネーのアカウントにおいて、当該金額相当額の本マネー残高を増額させる方法によるものとします。

#### 第13条（支払停止の抗弁）

1. スキップ払い利用者は、スキップ払いを利用した本マネー取引により購入した商品等について、以下の各号に掲げる事由があるときは、当該事由が解消されるまでの間、当社に対して当該事由に係る商品等（以下、本条において「対象商品等」といいます。）の代金に係るスキップ払い支払分の支払を停止することができます。ただし、スキップ払いの支払分が4万円未満である場合等割賦販売法の規定の適用がない又は対象商品等が割賦販売法の適用が除外される取引、商品・権利・役務である場合についてはこの限りではありません。なお、対象商品等に係る取引が取消し、解除その他の抗弁事由により消滅、無効又は不存在となる場合における翌月払いチャージの取消し又は解除については前条第2項本文が、対象商品等に係るスキップ払い支払分の全部または一部が支払われ、又は既に支払われていた場合に当該金額相当額を返還するときの方法については前条第3項が適用ないし準用されます。

① 商品等の引渡し、提供がなされないこと。

- ② 商品等に瑕疵（欠陥）があること。
  - ③ その他商品等の販売・提供について、本マネー加盟店に対して生じている事由（前条第2項に定める対象取引の取消し又は解除があった場合を含みます。）があること。
2. 当社は、利用者が前項の支払停止を行う旨を申し出たときは、直ちに所定の手続をとるものとします。なお、当該停止の申出がなされた日から停止が解除された日までの間、対象商品等に係るスキップ払い支払分の請求を行わず、また、当該期間について、翌月払い手数料の算定対象期間から除外するものとします。
3. スキップ払い利用者は、第1項の申出をするときは、あらかじめ第1項の各号の事由を解消するため本マネー加盟店と交渉を行うよう努めるものとし、当該申出をする場合は、速やかに当該事由を記載した書面（資料がある場合は資料を添付して）を当社に提出するよう努めるものとします。また、スキップ払い利用者は、当社が当該事由について調査をするときは、その調査に協力するものとします。
4. スキップ払い利用者は、第1項の申出を行った場合であっても、当社がスキップ払い支払分の総額から対象商品等に係る代金相当額のスキップ払い支払分の額を控除のうえ、スキップ払い支払分の支払を請求した場合には、当該控除後の金額及び手数料の支払を継続するものとします。

#### 第14条（遅延損害金）

1. 翌月払い利用者は、本債務の支払を遅延した場合又は第16条により期限の利益を喪失した場合には、当社に対し、当該本債務の元金につき、第7条第4項に定める再々度の引落としの日の翌日から支払の日まで又は期限の利益を喪失した日の翌日から完済の日まで年率14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、スキップ払い利用者がスキップ払い支払分の支払を遅延し、又はスキップ払い支払分について期限の利益を喪失した場合は、当社に対して、当該スキップ払い支払分の元金につき、第7条第4項に定める再々度の引落としの日の翌日から支払の日まで又は期限の利益喪失の日の翌日から完済の日まで、法定利率による遅延損害金を支払うものとします。

#### 第15条（相殺禁止）

翌月払い利用者は、当社に対する本マネーの残高に係る債権と、本債務その他の当社に対して負担する債務を相殺することができません。ただし、当社が本マネーの残高による本債務の支払を認めた場合は、本マネーによる残高を本債務に充当することができます。

#### 第16条（期限の利益の喪失）

1. 翌月払い利用者は、次のいずれかの事由に該当した場合、翌月払いチャージにより当社に対して負担する一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を当社所定の方法により支払うものとします。
- ① 仮差押、差押、競売の申請、または破産もしくは再生手続開始の申立等の法的な債務整理手続の申立があったとき。
  - ② 租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押があったとき。
  - ③ 自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき。
  - ④ 本債務の履行を遅滞し、当社から7日以上相当な期間を定めてその支払の催告をされたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。
  - ⑤ FamiPay利用規約に基づき本マネーサービスの利用ができなくなったとき。
  - ⑥ 当社からの貸付に係る契約の債務の支払を遅滞した場合
2. 翌月払い利用者は、次のいずれかの事由に該当した場合、当社の請求により、本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を当社所定の方法

により支払うものとしします。

- ① 本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。
- ② 本会員の信用状態が悪化したとき。

#### 第17条（費用の負担）

1. 翌月払い利用者は、振込手数料、収納事務手数料（コンビニエンスストアでのお支払の場合）、およびその他の当社に対する利用による支払金等の支払に要する費用を支払うものとしします。
2. 翌月払い利用者は、当社が翌月払い利用者の都合により支払期日（翌月払い引落日又はスキップ払い引落日）に振替がなされなかったために金融機関に支払期日以降の振替の依頼をした場合は、当該振替に要する費用を支払うものとしします。
3. 翌月払い利用者は、当社より書面による催告を受けたときは、当該催告に要した費用を支払うものとしします。
4. 翌月払いサービスの利用または本規約に基づく費用及び手数料に関して課される公租公課（消費税等を含みます。）または印紙代・公正証書作成費用等債権保全・実行のために要した費用は、翌月払い利用者の負担としします。なお、公租公課が変更される場合、翌月払い利用者は、当該増額分を負担するものとしします。

#### 第18条（手数料等の変更）

1. 当社は、手数料、遅延損害金の利率について、金融情勢等の変化その他相当の事由がある場合には、一般に行われる程度のものにより、変更することができるものとしします。なお、変更後の手数料・利率については、翌月払い利用者へ通知するものとしします。
2. 当社から変更後の料率を通知した後は、変更後の翌月払いサービスの利用分に対して、変更後の料率が適用されます。

#### 第19条（債権譲渡の承諾）

翌月払い利用者は、当社が翌月払い利用者に対する債権を、必要に応じて、金融機関（その関連会社を含みます。）または債権管理回収業に関する特別措置法に定める債権回収会社に譲渡もしくは質入その他の担保に供すること、譲渡した債権を再び譲り受けること、およびこれらに伴い、債権管理に必要な情報を取得・提供することを承諾します。また、資産流動化の目的で他に譲渡する場合も同様としします。

#### 第20条（FamiPay 利用規約の準用）

FamiPay 利用規約第10条ないし12条、15条、15条の2及び第18条ないし第23条については、「本マネーサービス」を「本マネーサービス又は翌月払いサービス」に読み替えて本規約及びこれに付随する特約並びに翌月払いサービスについて準用します。

#### 第21条（問い合わせ先）

本サービスの利用に関するお問合せは、以下の問い合わせ先にお申し出ください。

ファミペイ・ポイントカードサポートセンター

0570-099-899（ナビダイヤル）

092-235-4544

受付時間 9：00～21：00

#### 支払総額の具体的算定例

4月1日に30,000円分の商品を購入する取引において保有する本マネーが5,000

0円で、翌月払いサービスにより25,000円を翌月払いチャージし、25,000円の返済について通常5月27日の引落しのところ、スキップ払いにより6月27日の引落しの設定を行った場合

元本：25,000円  
翌月払い手数料：200円  
支払総額：25,200円

(2022年2月25日版)

## FamiPay ローン利用規約

(一般規約)

### 第1条 (目的等)

本規約は、株式会社ファミマデジタルワン（以下「当社」といいます。）が貸金業者として本マネーシステムに付随して提供する FamiPay ローン（以下「FamiPay ローン」といいます。）の利用条件について定めるものです。FamiPay ローンを利用する場合には、FamiPay 利用規約（これに付随する特約等を含みます。）および本規約ならびにこれらに付随して当社が定める各種特約や FamiPay ローン個人情報の取扱いに関する重要事項、保証会社が定める保証委託契約約款その他取引に際し画面等に表示されるご案内など（以下「本規約等」と総称します。）が適用されます。なお、FamiPay ローンの対象となる本マネーサービスに付随または関連して当社または本マネー加盟店が提供するサービスについては、本規約等と併せて、当該サービスに関して当社または本マネー加盟店が別に定める規約が適用されます。なお、本規約に定めのない用語の定義は、FamiPay 利用規約に従うものとします。

### 第2条 (本契約の有効期限)

1. 本規約を内容として利用者と当社の間で成立する契約（以下「本契約」といいます。）の有効期限は、本契約を成立した日より1年間とし、期間満了日の1カ月前までに利用者または当社から特に申出がないときは、引続き1年間自動更新し、以降も同様とします。
2. 期間満了日の1カ月前までに利用者または当社より本契約の自動更新を行わない旨の申出がなされた場合またはその他の事由により本契約を解除した場合、利用者は、期間満了日または本契約解除日における本契約に基づく残債務（元金、利息および遅延損害金等を含みます。）を本規約に従い完済するまで支払うものとします。

### 第3条 (サービスの制限)

利用者が次のいずれかに該当したときまたは当社が利用者として不適格と認めたときは、当社は利用者に対し何ら通知することなく利用者に対する本契約に係るサービスの全部もしくは一部の提供を停止または解約することができるものとします。

- ① 利用者が FamiPay ローン申込み時又は当社に対する届出等において、虚偽の申告をした事が判明したとき
- ② 本規約第19条各号のいずれかに該当したとき
- ③ 勤務先を退職、休職するなど、その他利用者の信用状態に著しい変化を生じたとき
- ④ 本契約の利用状況が適当でないと当社または新生フィナンシャル株式会社（以下「保証会社」という。）が合理的に判断したとき
- ⑤ 住所変更等の届出を怠る等利用者の責に帰すべき事由により、利用者の所在が不明となり当社が利用者への通知連絡が不可能と合理的に判断したとき
- ⑥ 利用者が生活費融資以外の利用目的で FamiPay ローンを利用していると当社が合理的に判断したとき
- ⑦ 当社が第8条に基づき利用者に対して各種確認や資料の提出を求めたにもかかわらず、利用者が正当な理由なく指定した期限までに回答をしない場合において、当社がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると合理的に判断したとき
- ⑧ 第8条に基づく各種確認や資料の提出の求めに対する利用者の回答、具体的な本契約に基づく取引の内容、利用者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当社がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触の



おそれがあると合理的に判断したとき

- ⑨ 本契約に基づく取引がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められるとき
- ⑩ 同一の利用者が FamiPay ローンを複数のアプリまたは FM-ID で申込みをし、利用しているおそれがあると当社が判断したとき
- ⑪ 取引が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
- ⑫ 利用者が行う取引の頻度および態様が社会通念上認められる限度を超え、当社のサービス提供に支障が生じると認められる場合に、当社が利用者にもその旨を明示して是正を求めたにもかかわらず、お客さまがその是正を行わないことにより、利用者当社との信頼関係が損なわれたと当社が合理的に判断したとき
- ⑬ 利用者が行う取引の頻度および態様が社会通念上認められる限度を超え、当社のサービス提供に著しい支障が生じると当社が合理的に判断したとき
- ⑭ その他本規約のいずれかに違反したとき

#### 第4条（本契約の解約）

利用者は、本契約に基づく当社に対する債務（元金、利息および遅延損害金等含まれます。）が0円である場合には、当社所定の方法により、本契約の解約の申入れができるものとします。なお、本契約が解約等により終了した場合であっても、個人情報の取扱いに関する規約に基づき個人情報が利用されることを利用者は同意します。

#### 第5条（住所等の変更届出等）

1. 利用者は、次の各号の事由が1つでも生じた場合は、その都度直ちに当社所定の方法により、変更内容または開示請求内容を届け出るものとします。
  - ① 当社に提出している個人情報（住所等の属性情報および収入等の信用情報を含みますが、これらに限られません。）に変更があったとき
  - ② 上記に掲げるほか当社から特定の情報の開示請求を受けたとき
2. 前項の届出を怠った事を理由とする当社からの利用者に対する通知その他送付物の延着または不到達の場合、かかる通知その他送付物は通常到達すべき時に利用者へ到達したものとみなされるものとします。

#### 第6条（成年後見人等の届出）

1. 利用者について家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当社に届け出るものとします。
2. 利用者について家庭裁判所の審判により任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見監督人の氏名その他必要な事項を書面にて当社に届け出るものとします。
3. 利用者がすでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、若しくは任意後見監督人の選任がされている場合にも前二項と同様に当社に届け出るものとします。
4. 前三項の届出事項の取消、または変更等が生じた場合にも同様に当社に届け出るものとします。
5. 前四項の届出の前に利用者へ生じた損害については、当社はいかなる責任も負わないものとします。

#### 第7条（債権譲渡、契約譲渡）

利用者は、当社が利用者に対する債権を、必要に応じて、金融機関（その関連会社を

含みます。) または債権管理回収業に関する特別措置法に定める債権回収会社に対して譲渡もしくは質入その他の担保に供すること、譲渡した債権を再び譲り受けること、およびこれらに伴い、債権管理に必要な情報を取得・提供することを承諾します。また、資産流動化の目的で他に譲渡する場合も同様とします。

#### 第8条 (取引内容の確認)

当社が、利用者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めた場合、利用者はこれに応じるものとします。

#### 第9条 (FamiPay 利用規約の準用)

FamiPay 利用規約第10条ないし第12条、第13条3項、第15条および第18条ないし第23条については、「本マネーサービス」を「本マネーサービス又は FamiPay ローン」、「本規約」を「本規約又は FamiPay ローンの取扱いに関する規約」と読み替えて、本規約およびこれに付随する特約並びに FamiPay ローンについて準用します。

#### (FamiPay ローン規約)

#### 第10条 (FamiPay ローンの申込み)

1. FamiPay ローンの利用を希望する利用者は、当社所定の方法により FamiPay ローンの利用に係る申込みを行い、当社および保証会社の承認を受けた場合に、FamiPay ローンを利用することができます。
2. FamiPay ローンの利用を希望する利用者は、本規約、貸金業法に基づく書面の電磁的交付に関する同意条項および FamiPay ローン個人情報の取扱いに関する重要事項に同意の上、当社所定の情報を入力し、FamiPay ローンの申込みを行います。また、別途定める保証委託契約約款および保証会社に対する個人情報の取扱いに関する同意条項が契約条項として適用されることを承認の上、当社および保証会社に保証委託の申込みをするものとします。
3. 前項の申込みを行った利用者は、FamiPay ローンの契約手続画面から、当社所定の方法により、犯罪による収益の移転防止に関する法律第4条に基づく取引時確認を行います。
4. 当社および保証会社が第2項の申込みを受けた場合、当社および保証会社は、所定の基準に基づく審査を行い、当該基準に基づき FamiPay ローンの利用を認めることが可能な利用者に対して、FamiPay ローンの利用を承認します。利用者は、当社および保証会社の承認後、提示される FamiPay ローンに係る借入条件等について確認の上、FamiPay ローンを利用するものとします。
5. 本契約は、当社および保証会社が第2項の申込みを承認したときに成立するものとします。また、本契約に基づく個別の貸付けに係る契約は、利用者から個別の貸付けの申込みを受け、当社が当該申込みを承認したときに成立するものとし、当社は利用者に対して貸付義務を負わないものとします。

#### 第11条 (借入方法)

1. 利用者は、次の方法により当社から借入れをすることができます。
  - ① アプリ等による申込みに基づく銀行振込
  - ② FamiPay 残高へのチャージ
  - ③ その他当社が定める方法
2. 前項①の方法による借入れは当社所定の方法により利用者が登録した利用者名義の銀行口座 (以下「指定口座」といいます。) に対して行うものとします (当社の定める上限回数範囲内に限ります)。なお、利用者は、当社所定の方法により、登録し

- た指定口座を変更することができます（ただし、当社が別途定める日を除きます。）。
- 第1項②の方法による借入れを行う場合には、利用者に対して交付される金銭によって、借入額相当額を利用者のFamiPay残高に当社がチャージするものとします。
  - 当社は、利用者に金銭を貸付けたときは、貸付けに係る書面の交付を行います。なお、利用者はかかる書面交付を当社がアプリ等によるデータ送信の方法で行うことに同意します。
  - 借入れにあたり、当社が法令に基づく書類の提出または情報の提供を要請した場合には、利用者は当社が要請した期間内にこれに応じるものとし、利用者がこれに応じない場合には、当社の判断で、本契約を解除することがあります。

#### 第12条（極度額または利用限度額）

- 第11条に基づく借入れは、本契約に基づく利用者に対する貸付残高が本契約に基づく極度額または極度額以下の額であっては当社が提示した額（以下「利用限度額」といいます。）を超えない範囲内において反復継続して利用することができます。極度額または利用限度額については、本契約および借入条件等に規定のとおりとします。なお、当社が本契約に基づき利用者に対して貸付けを行う場合、当該貸付額と本契約に基づく既存の貸付残高（元金のみ）の合計額を新たな貸付金額とし、当社が利用者へ交付する書面等には「貸付後残高」として記載するものとします。
- 当社は、前項の極度額または利用限度額を、利用者の信用状態の悪化その他の理由により当社および保証会社が必要と認めた場合または当社所定の方法による利用者の申入れによる場合は、いつでも当社の認める範囲で事前に提示を要することなく減額若しくは0円にすることができるものとします。
- 当社は、前項の極度額または利用限度額を、アプリ等の当社所定の方法による利用者の申入れがあった場合または利用者の信用状態に基づいて当社が所定の審査によって承認した場合に、法令により認められた限度で当社の認める範囲で増額することができるものとし、当社から法令上必要な書面の交付を行います。なお、利用者は、当社が審査に必要となる所定の書類等を求めた場合はこれを提出するものとします。

#### 第13条（返済額の設定）

約定返済日における返済額は、本契約の返済額表（以下「返済額表」といいます。）に従って決定されます。約定返済日以前に実行された本契約に基づく貸付のうち最終の貸付がなされた直後の貸付残高を基準貸付残高とし、返済額表中の同基準貸付残高に対応する返済額欄該当額が当該約定返済日に返済されるべき返済額となります。その後、次の約定返済日以前に新たな貸付がなされた結果、基準貸付残高が増額した場合には、返済額表に従って返済額が変更されますが、支払等によって貸付残高が減少しても返済額には影響を与えません。それ以外の場合には、本契約の各回の返済金額設定方式のとおりとなります。

#### 第14条（返済）

- 約定返済日は、毎月7日、17日、27日のうち利用者が指定した日とします。なお、約定返済日が土日祝祭日および年末年始等の金融機関休業日にあたる場合は、金融機関の翌営業日を約定返済日とします。
- 利用者は、約定返済日までに返済額以上の金額（本契約に基づく残債務額が返済額未済の場合は、当該債務額）を返済するものとします。
- 約定返済日より15日以上前に返済がなされた場合は、当該約定返済日は次回に繰り越されないものとします。但し、約定返済日より15日以上前に返済がなされた場合でも、当社の判断により当該約定返済日を次回に繰り越すことができるものとします。

4. 利用者は、第1項に定める約定返済日を、利用者が指定した約定返済日の3営業日前までに、当社所定の方法により申入れる方法により、変更することができるものとします。

#### 第15条（返済方法および返済場所）

利用者は、以下のいずれかの返済方法および返済場所で本契約に基づく貸付の返済をするものとします。

- ① 利用者が当社所定の方法により登録し、当社が認めた利用者名義の指定口座からの自動振替
- ② ファミリーマート店頭での現金による収納代行
- ③ その他当社が認めた返済方法および返済場所による返済

なお、当社は、利用者から返済がなされた際、利用者からの請求があった場合に限り、返済に係る書面の交付を行います。

#### 第16条（利息計算）

本契約に基づく貸付けに係る元金に対し一定の貸付期間に発生する利息の金額は、次の計算式により計算します。

当該貸付期間における残元金×貸付利率（年率）×当該貸付期間日数（貸付翌日から弁済当日まで）÷365（うるう年は、366とします。）

なお、ここでいう貸付期間とは、本契約に基づく取引（貸付けまたは返済）が行われた日の翌日から次の取引が行われる日までの期間を指し、貸付利率（年率）とは、利用者と当社が合意した本契約の貸付利率（年率）とします。

#### 第17条（充当順位）

1. 利用者が返済を行う際、利息に充当されるべき金額は、当該返済日の直近の取引日までの期間に含まれる全ての貸付期間毎に前条の計算式に従って計算した各利息金額の未払額の合計とします。
2. 利用者は、利用者が支払った返済金額が本契約に基づく債務全額に足りないときは、
  - ① 第21条で定める費用
  - ② 利息
  - ③ 遅延損害金
  - ④ 元金の順で充当されることに同意します。但し、当社の判断により、元金に先に充当する場合があります。なお、かかる返済金額が利用者の支払うべき利息金額に足りない場合、次回の返済時の返済金額は、かかる不足額から充当されることに同意します。
3. 利用者が当社に本契約以外の契約に基づく借入債務を負担している場合、利用者からの充当に関する指定のない限り、当社は、通知なくして当社が相当と認めた順序、金額により利用者からの支払金を充当することができます。

#### 第18条（期限前返済）

本契約に基づく残債務（元金、利息および遅延損害金等含みます。）の全部または一部について、利用者は約定返済日前に返済することができるものとします。この場合の充当方法は前条に定める方法に従うものとします。

#### 第19条（期限の利益の喪失）

利用者が次のいずれかに該当すると当社が判断したときは当然に期限の利益を失い、本契約に基づく残債務（元金、利息および遅延損害金等含みます。）全額を直ちに支払うものとします。

- ① 本契約締結時に虚偽の申告をした事が判明したとき
- ② 本契約に基づく貸付けの返済を1回でも怠ったとき
- ③ 民事執行、仮差押、仮処分、租税公課の滞納処分を受けたとき。または破産、民事再生、その他破産処理に関する法令による手続を自ら申し立てたとき若しくは申立てを受けたとき
- ④ 手形または小切手の不渡りを受けたとき
- ⑤ その他利用者の信用状態が著しく悪化したとき
- ⑥ FM-ID 登録者（ファミペイ会員）の資格が取り消されたことを当社が知ったとき
- ⑦ FamiPay のアカウントが閉鎖され、FamiPay の利用資格が喪失されたとき
- ⑧ その他本契約または本規約のいずれかに違反したとき

#### 第20条（遅延損害金（賠償額の予定））

1. 利用者は、第14条第1項～第3項までに定める約定返済日に返済がなされなかった場合、その翌日から返済額の返済まで、貸付利率に代わり、残元金全額に対し、本契約に遅延損害金（年率）として定められた利率（計算方法は第16条に準じます。）による遅延損害金を支払います。
2. 前条により期限の利益を失った場合、利用者は、その翌日から完済まで、貸付利率に代わり、残元金全額に対し、本契約に遅延損害金（年率）として定められた利率（計算方法は第16条に準じます。）による遅延損害金を支払います。

#### 第21条（利用者の債務（利用者の元本および利息以外の負担））

利用者は、当社所定の場合には、法令の定める範囲内で以下の費用または手数料を負担するものとします。

- ① 貸金業法の規定により利用者に交付された書面の再発行および当該書面の交付に代えて電磁的方法により利用者に提供された事項の再提供の手数料
- ② 口座振替の方法による弁済において、利用者が弁済期に弁済できなかった場合に行う再度の口座振替手続に要する費用
- ③ 契約の締結および債務の弁済の費用のうち、
  - a. 公租公課の支払に充てられるべきもの
  - b. 強制執行の費用、担保権の実行としての競売の手続の費用その他公の機関が行う手続に関してその機関に支払うべきもの

#### 第22条（過剰入金・相殺処理の取扱）

1. 利用者が残債務（元金、利息および遅延損害金等含みます。）の額を超える入金をした場合、かかる入金により生じた預り金には当社は利息を付さず、返却方法および返却場所は、利用者の指定する利用者名義の指定金融機関への振込その他当社所定の手続によるものとします。
2. 利用者が、当社に対し金銭債権を有する場合（当該金銭債権が本契約に基づき発生したか否かを問いません。）、利用者は、本契約に基づく債務をもって当該金銭債権と対当額で相殺することはできません。ただし、当社が FamiPay 残高による本契約に基づく債務の支払を認めた場合は、FamiPay 残高を当該債務に充当することができます。
3. 当社は、本契約に基づく債務の全額の弁済がなされなかった場合には、当該残額について、利用者が保有する FamiPay 残高および FamiPay ボーナスにより充当し又は当社が当該利用者に対して負担する債務（弁済期を問いません。）で相殺することができるものとします。

（指定紛争解決機関）

当社が契約する指定紛争解決機関は以下のとおりです。

〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15  
日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター  
TEL：03-5739-3861

(2022年6月1日版)

## 貸金業法に基づく書面の電磁的交付に関する同意条項

### 第1条（目的）

本条項は、株式会社ファミマデジタルワン（以下「当社」といいます。）が FamiPay ローン利用者に対する諸通知を電磁的方法により行う場合の特則を定めたものです。なお、本規約に定めのない用語の定義は、FamiPay 利用規約に従うものとします。

### 第2条（電磁的方法による提供）

利用者等は、FamiPay ローンに関して、当社が利用者に対して以下の法令（法律、政令、省令、ガイドライン、及びそれらの改正を含みます。）に基づく書面の交付を行う場合に、電磁的方法で提供されることに同意します。

- ① 貸金業法第16条の2第2項に基づく書面
- ② 貸金業法第17条第1項及び第2項に基づく書面
- ③ 貸金業法第18条第1項に基づく書面

### 第3条（電磁的方法等）

1. 当社は、前条に定める電磁的方法として、当社が当社所定の日までに当社のサーバーに通知内容を保存し FM アプリを通じて利用者の閲覧に供し、利用者が当社所定の方法に従い利用者の使用に係るスマートフォン等の端末に保存する方法をとるものとします。
2. 当社は、前項に定める通知を、ポータブル・ドキュメント・フォーマット（PDF）ファイルに記録する方式で利用者に提供します。
3. 利用者は、第1項の方法により閲覧に供された通知を、当社所定の方法でダウンロードすることにより、利用者の使用に係るスマートフォン等の端末に保存するものとします。また、利用者は、定期的にまたは随時にアプリ内の「マイページ」を確認するものとします。

### 第4条（本条項の変更）

本条項の変更は、FamiPay 利用規約 2 2 条の規定を準用します。

（2021年11月23日版）

### 【新生フィナンシャル株式会社 保証委託契約約款】

利用者は、株式会社ファミマデジタルワン（以下「甲」といいます。）との商品名「FamiPayローン」に係るローン契約（以下「本件ローン契約」といいます。）に基づく債務について、以下の各条項を確認し承認の上、新生フィナンシャル株式会社（以下「乙」といいます。）に対して保証を委託します。

#### 第1条（保証委託）

- 1 利用者は、本件ローン契約に基づき、利用者が負担する元金、利息、遅延損害金その他一切の債務について、乙に保証を委託します。
- 2 乙は、利用者の信用状況に関する審査を行い、保証を受託するか否かの決定をします。
- 3 本件ローン契約に関して利用者のためにする甲乙間の個別の保証契約は、乙が甲に対して保証することを承認した後、甲が利用者に対して本件ローン契約に係るに係る個別の申込みを承認したときに、成立するものとします。
- 4 本件ローン契約の内容が変更されたときは、本契約に基づく保証委託の内容も当然に変更されるものとします。
- 5 本契約に基づく保証委託の効力は、本件ローン契約が終了し、かつ本件ローン契約に基づき利用者が甲に対し負担する債務が完済するまでの間、存続します。

#### 第2条（保証の解除）

- 1 利用者は、本件ローン契約または本契約の有効期間内であるか否かにかかわらず、乙が必要と認めた場合、乙が本契約に基づき行った保証を解除されても異議ありません。
- 2 代位弁済を実行済みであるかどうかを問わず、乙の保証債務が免責される事由が生じた場合には、利用者は、乙が既に負担した保証債務を免れることを承諾します。
- 3 利用者は、前項により保証債務の効力が喪失した場合にも、既に甲から借り入れた債務については、引き続き弁済の責を負うものとします。

#### 第3条（求償権の事前行使）

- 1 利用者が次の各号の1つでも該当または該当するおそれのあるときは、利用者は、乙が次条の代位弁済前に求償権を行使しても何らの異議を述べないものとします。
  - ① 仮差押・差押・仮処分もしくは競売の申請または破産・民事再生手続開始の申立てがあったとき
  - ② 公租公課につき差押、または保全差押を受けたとき
  - ③ 振り出した手形・小切手が不渡りとなったとき
  - ④ 本件ローン契約に基づき利用者が甲に対し負担する債務の一部でも履行を遅滞したとき
  - ⑤ 甲または乙に対する他の債務の1つでも期限の利益を喪失したとき
  - ⑥ 乙に対する住所変更の届出を怠る等利用者の責に帰すべき事由によって、乙において利用者の所在が不明となったとき
  - ⑦ その他債権保全のために必要があると乙が認めたとき
- 2 乙が前項により求償権を行使する場合には、利用者は、民法461条に基づく主張を行わないものとします。

#### 第4条（代位弁済）

- 1 利用者が甲に対する債務の履行を遅滞したこと、利用者が甲に対する債務の期限の利益を喪失したことその他の事情により、乙が甲から代位弁済の実行を求められたときは、乙は、利用者に対して何ら通知、催告を要せず、甲に代位弁済することが



- できるものとし、利用者は、これに対して何らの異議を述べないものとし、
- 2 乙が甲に代位弁済した場合には、甲が利用者に対して有していた一切の権利が乙に承継されるものとし、利用者は、これに対して何らの異議を述べないものとし、
  - 3 前項により乙が承継した権利を行使する場合には、本件ローン契約および本契約の各条項が適用されるものとし、

#### 第5条（求償権の範囲）

乙が前条第1項の代位弁済をしたときは、利用者は、乙に対し①代位弁済額全額、②これに対する弁済の日の翌日から完済まで年14.6%の割合による遅延損害金、③乙が代位弁済に要した費用および④乙が①から③までの金額を請求するために要した費用を支払うものとし、

#### 第6条（弁済の充当順位）

利用者の弁済額が、本契約から生じる乙に対する債務の全額を消滅させるに足りないときは、乙が適当と認める順序、方法により充当できます。なお、利用者について、乙に対する複数の債務があるときも同様とし、

#### 第7条（報告等）

- 1 利用者の氏名、職業、住所、電話番号等の事項について変更があったときは、直ちに乙に対して届出し、乙の指示に従うものとし、
- 2 前項の届出を怠った事を理由とする乙からの利用者に対する通知その他送付物の延着または不到達の場合、かかる通知その他送付物は通常到達すべき時に利用者に到達したものとみなされるものとし、
- 3 利用者の財産、収入、信用等の事項について乙から請求があったときは、直ちに乙に対して報告し、乙の指示に従うものとし、
- 4 利用者は、財産状況等について重大な変動が生じたとき、または生じるおそれのあるときは、直ちに乙へ報告し、その指示に従うものとし、

#### 第8条（成年後見人等の届出）

- 1 利用者またはその代理人は、利用者に係る後見、保佐または補助を開始する審判があった場合、直ちに、当該後見人、保佐人または補助人の氏名、住所その他の必要な事項を書面によって届け出ます。
- 2 利用者またはその代理人は、利用者に係る後見、保佐または補助に関する監督人を家庭裁判所が選任した場合、直ちに、当該監督人の氏名、住所その他の必要な事項を書面によって届け出ます。
- 3 利用者またはその代理人は、利用者に係る後見、保佐または補助を開始する審判が本契約締結より前にあったことを知った場合、直ちに、当該後見人、保佐人または補助人の氏名、住所その他の必要な事項を書面によって届け出ます。
- 4 利用者またはその代理人は、前3項に基づき届け出べき事項に取消または変更が生じた場合にも、前3項と同様に届け出ます。
- 5 利用者は、前4項の届出以前に生じた損害について、乙に一切負担を求めません。

#### 第9条（調査）

- 1 利用者は、乙が利用者についてその財産、収入、信用等を調査しても何ら異議はありません。
- 2 利用者は、利用者の財産の調査について乙が必要とするときは、乙を利用者の代理人として市町村の固定資産台帳等の公簿を閲覧することを委任します。

- 3 利用者は、乙が債権保全上必要と判断した場合に、乙が住民票・戸籍謄（抄）本を請求することに同意します。

#### 第10条（費用の負担）

- 1 乙が第4条第1項の代位弁済によって取得した権利の保全もしくは行使または担保の保全、行使、もしくは処分に要した費用および本契約から生じた一切の費用は、利用者の負担とし、利用者は、乙の請求により直ちにこれらを支払うものとします。
- 2 利用者は、乙所定の場合には、法令の定める範囲内で以下の費用または手数料を負担するものとします。
  - ① 利用者に交付された書面の再発行および当該書面の交付に代えて電磁的方法により利用者に提供された事項の再提供の手数料
  - ② 債務の弁済の費用のうち、
    - a. 公租公課の支払に充てられるべきもの
    - b. 強制執行の費用、担保権の実行としての競売の手続の費用その他公の機関が行う手続に関してその機関に支払うべきもの
    - c. ATMおよびCD手数料

#### 第11条（過剰返済取扱）

利用者が残債務額を超える返済をした場合、かかる返済により生じた預り金には乙は利息を付さず、返却方法および返却場所は、利用者の指定する利用者名義の指定金融機関への振込その他乙所定の手続によるものとします。

#### 第12条（本件ローン契約の定め）

利用者が乙の保証により甲と本件ローン契約に基づき取引を行う場合には、本契約のほか本件ローン契約の各条項に従うものとします。

#### 第13条（求償権の譲渡、委託等）

利用者は、乙が将来本契約から生じた一切の求償権を金融機関、債権回収会社その他の第三者に対して譲渡又は担保に供すること、また、その際、利用者が乙に対して有し、又は有することとなる無効・取消の抗弁権、消滅時効の抗弁権、弁済の抗弁権、その他一切の抗弁権を放棄し、これを譲受人に対して主張しないことあらかじめ同意します。また、利用者は、乙が求償権の管理、回収業務を債権管理回収業に関する特別措置法上の債権回収会社に委託することについても、あらかじめ同意します。

#### 第14条（不可抗力によって生じた障害の免責）

乙は、情報システム、ネットワークまたは設備（乙が運営しているシステムおよび設備を含みます。）の故障や誤作動により生じた問題（利用者との間の取引に関する情報や信用情報機関等に対し提供する情報に誤りが生じたことその他本契約に基づく乙の義務の不履行または履行遅滞を含みます。）につき、利用者に対して一切の責任を負いません。但し、かかる故障や誤作動等が乙の故意または重過失による場合はこの限りではありません。

#### 第15条（約款の変更）

法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により本規約を変更する必要がある場合又は民法その他の法令により認められる場合には、乙は、変更内容についてインターネットの利用、店頭掲示、郵送等適宜の方法で告知することにより、これを変更できるものとします。

#### 第16条（反社会的勢力の排除）

- 1 利用者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準じる者（以下併せて「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
  - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 利用者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
  - ① 暴力的な要求行為
  - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて乙の信用をき損し、または乙の業務を妨害する行為
  - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- 3 利用者が暴力団員等もしくは本条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項における表明または確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、利用者との取引を継続することが不適切である場合には、乙は、利用者に対する通知により、利用者とのすべての契約をただちに解除することができます。また、解除時に残債務がある場合は、利用者は債務全額を直ちに一括して支払うものとし、本契約の解除後も、利用者が本契約に基づく残債務の履行を完了するまでは、かかる債務の履行に関する限り、本契約事項および本規約の関連条項（ただし、約定返済にかかる条項を除きます。）は有効に存続するものとしします。
- 4 本規約第7条第1項の届出の遅滞、住所地における不在など利用者の責めに帰すべき事由により、前項の通知が延着しまたは到着しなかった場合には、その通知が通常到達すべき時に利用者とのすべての契約が解除されるものとしします。
- 5 本条第3項および第4項により利用者とのすべての契約を解除した場合、乙は、利用者に対し一切の損害賠償責任を負いません。また、乙に損害が生じたときは、利用者がその責任を負うものとしします。

#### 第17条（準拠法）

本規約および本契約に基づく利用者との保証委託に係る契約その他の契約に関する準拠法は日本法が適用されるものとしします。

#### 第18条（管轄裁判所の合意）

本契約に関し紛争を生じたときは、利用者は、乙の本社、営業所等の所在地の簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

（2021年11月23日版）

